

令和8年(2026年)第4回ニセコ町議会定例会 第2号

令和8年6月17日(水曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員(10名)

1番 高 瀬 浩 樹
3番 高 木 直 良
5番 高 井 裕 子
7番 斉 藤 うめ子
9番 篠 原 正 男

2番 大 野 幹 哉
4番 榊 原 龍 弥
6番 小 松 弘 幸
8番 木 下 裕 三
10番 青 羽 雄 士

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長
副 町 長
総 務 課 長
総 務 課 参 事
企 画 環 境 課 長
企 画 環 境 課 参 事
企 画 環 境 課 参 事
税 務 課 長
町 民 生 活 課 長
保 健 福 祉 課 長
農 政 課 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長
農 政 課 参 事
国 営 農 地 再 編 推 進 室 長
商 工 観 光 課 長
都 市 建 設 課 長

田 中 健 人
山 本 契 太
齊 藤 徹
尾 崎 文 哉
桜 井 幸 則
阿 南 孝 宏
川 埜 満 寿 夫
鈴 木 健
工 藤 亜 津 子
富 永 匡
小 貫 直 人
長 田 陽 介
石 山 智
馬 淵 淳
橋 本 啓 二

上	下	水	道	課	長	重	森	省	宏
上	下	水	道	課	事	森		玲	子
企	画	環	境	課	参	藤		志	伸
会	計	管	理	参	者	佐	々	一	茂
総	務	係		長		大	木	百	惠
財	政	係		長		加	野	紀	孝
教	育			長		中	藤	博	視
学	校	教	育	課	長	三	川	公	一
高	校	教	育	課	長	淵	橋	伸	隆
生	涯	学	習	課	長	山	野	丈	夫
学	校	給	食	セ	ン	樋	口	範	幸
こ	ど	も	未	来	課	佐	口	三	郎
代	表	監	査	委	員	荒	竹	隆	志
農	業	委	員	会	会		木		

○出席事務局職員

事	務	局	長	馬	浏	由	香
書			記	佐	藤	秀	美

開議 午前 9時55分

◎開議の宣告

- 議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、7番、斉藤うめ子君、
8番、木下裕三君を指名します。

◎日程第2 一般質問

- 議長（青羽雄士君） 日程第2、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
小松議員。

- 6番（小松弘幸君） 通告に従いまして一般質問させていただきます。今回は防災について質問いたします。

防災は、災害の発生前から復旧や復興に至るまで、広い範囲にわたります。ニセコ町で想定される地震・台風・集中豪雨・河川氾濫・土砂災害など、様々な災害に対応するためには自助・共助・公助の3つの理念に基づいた防災対策が重要と考えます。

特に地域の高齢者や身体に障害のある方への救助は、近くにいる地域の皆さんによる共助が不可欠であります。来年度には北海道電力泊原発3号機が再稼働する予定となっております。これらを考えると、なおさらニセコ町の各地域において自主防災組織を結成することが大変重要と考えます。現在、自主防災組織は中央・福井地区のみとなっておりますので、町内全域への組織化が急務と考えますが、今後どのようなスケジュールで組織化を進めていくのか伺います。

また、北海道には地域の防災活動のリーダーシップを発揮してもらうため、北海道地域防災マスター認定制度があります。この制度は地域の防災意識を高め、災害時に迅速に対応し、日常的に防災情報や知識を広め、災害時には避難支援や情報収集を行う役割を担います。現段階で町内には7名しかおりません。マスターとしての心構えを身につけてもらい、地域防災活動の中心になって活動していただける方を増やすためにも、町として多くの皆さんの認定者研修の参加を促進する取組を行うべきと考えますが、これについて伺います。

- 議長（青羽雄士君） 田中町長。

- 町長（田中健人君） では、ただいまの小松議員の御質問にお答えいたします。

ニセコ町では実際の災害時における実効性を鑑み、町内会の規約において防災に関する事項が明記されています。中央地区、福井地区の2つの組織を自主防災組織として把握して

いるところではございますが、世帯における組織率で言いますと 8.3%と低い数値となっております。災害対策基本法でも、市町村の責務として自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図るよう努めなくてはならないとされているところであり、今後も協力と支援を行ってまいりたいと考えております。

昨年度は行政推進会議において説明をし周知を図ったところですが、町内会の集まりなどに赴き、周知や協力を行っていくことも必要であると考えております。町内会組織の実情や規約などの情報収集を進め、まずは町内会単位での自主防災組織の設立に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、消防庁の定義では、組織の規約に防災に関する事項の文言が明記されていなくても、住民によって防災に関する役割分担が合意されていれば自主防災組織となりうるものとされていることから、町内会単位ごと以外での組織化に向けても検討をしてまいりたいと考えております。

北海道地域防災マスターについては町内で現在 7 名の登録となっておりますが、日本防災士協会が実施する防災士については、令和元年度から継続して、職員、これ役場のですね、役場職員による資格の取得を進めており、退職による減はございますが、現在、男性 4 名、女性 1 名が認定をされています。今年度も、資格試験受講料や旅費などかかる費用 1 名分を予算措置をしております。北海道地域防災マスター制度につきましては、防災士は受講免除となっているところでもあり、今後も幅広く職員の資格取得を推進してまいりたいと考えております。

最後に、北海道地域防災マスターの認定に係る研修会は、例年後志総合振興局で実施されており、自主防災組織の取組にも関わりがありますので、防災経験者や地域で防災活動に取り組まれている方にも周知を行ってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6 番（小松弘幸君） 町内には災害の発生、あるいは発生する恐れがある場合の一時避難場所として、ニセコ小学校グラウンドをはじめ、12 か所指定されています。また、指定避難場所として一定期間避難生活を送ることができる施設は 20 か所あります。

町民が一定期間避難生活を余儀なくされることを想定すると、避難所用生活必需品など備蓄の必要性が増しています。災害が発生することで上下水道が使えなくなった場合には、これらの避難所は応急給水拠点になると考えられます。たとえ飲み水が確保されたとしても、避難所のトイレは汚物でたちまちいっぱいになりうることが予想され、トイレが使えなくなる可能性が高く、これを考えると災害時用トイレの備蓄が極めて重要なアイテムとなります。政府は、大人の一日平均使用回数 5 回×7 日分、計 35 回分の災害用トイレを備蓄するよう推奨しています。

また、内閣府は令和 6 年、避難所運営に関するガイドラインを改正しました。改正した内容にはトイレカーやトイレトレーラーの確保、キッチンカーの活用などに加えて、生活空間

の確保のために災害用テント式パーテーションや簡易ベッドを備蓄し、避難所の開設時に設置することなどが明記されました。ニセコ町としては、水や非常食、毛布等の備蓄をされていますが、現在の備蓄品目リスト並びに想定人数と数量の詳細、まだ備蓄していないが今後確保しなければならないと考えている品目と具体的な予定について、また、避難所の運営や管理体制の充実・強化については、どのように検討されているのか伺います。

○議長（青羽雄士君） 尾崎総務課参事。

○総務課参事（尾崎文哉君） 小松議員の再質問にお答えいたします。

備蓄の状況ですが、寝具類、食品、暖房器具、発電機、衛生用品など、主な物資は防災拠点である役場庁舎に備え、指定避難所である町民センターにも寝具類、暖房器具、発電機を備えております。そのほかの各指定避難所には、ポータブルストーブや可搬式発電機を備えています。また、冬季間の災害であった能登半島地震の教訓をもとに、本町でも確保しなくてはならない備蓄品として、使い捨てカイロも整備しています。災害用のポータブルトイレにつきましては、役場で2000回分を備蓄として確保しています。プライバシー確保のためのテント型パーテーションにつきましては、28張りを用意しているところです。物資の備蓄に関しましては、物資供給事業者、民間団体などとの協力体制の確保に努め、協定の締結に向けての取組も進めているところです。

本町の指定避難所につきましては、令和7年度に有島記念館とこども館を追加して、20か所としています。そのうち、各地区のコミュニティセンターは7か所となっています。指定避難所全てで備蓄をした場合は、相当量の備蓄が必要となるとともに備蓄品の保管は長期となることから、衛生面を考慮した保管及び管理を徹底しなければなりません。このため、役場で一括保管しているものです。また、今年移転する新消防庁舎は防災倉庫機能を兼ね備えているため、そのスペースなどを鑑みながら備蓄品の充実に努めていきます。内閣府からは今後、災害用備蓄物資の品目に関する必要物資についての算定の考え方や目安を示すガイドラインが検討・作成される予定となっているため、その内容を確認しながら備蓄の充実に努めていきます。

避難所の運営や管理体制につきましては、ニセコ町避難所運営マニュアルにより町や避難所の施設管理者、地域住民、避難されてきた方や自治会などが協力して、指定避難所を開設・運営されるための一定をマニュアルで定めているところです。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6番（小松弘幸君） 町の防災力強化に向けてですね、平成31年、2019年4月から防災専門官を配置されましたが、令和6年8月いっぱい退任されました。その後、令和7年4月から新たな防災専門官が着任されましたが、年度末で退任しております。これまで総務課に防災専門官を配置し、防災係長が在籍されておりましたが、新年度からは防災対策室として室長を配置されております。今後の防災体制強化に向けて、新たな防災専門官の任用予定について伺います。

○議長（青羽雄士君） 尾崎総務課参事。

○総務課参事（尾崎文哉君） 小松議員の再々質問にお答えします。

防災専門官につきましては、平成 31 年 4 月から令和 6 年 8 月末までは退職自衛官の方、令和 7 年 1 月から令和 8 年 3 月までは民間で災害報道などに携わった方を防災専門官として配属し、様々な防災体制の充実や強化に取り組んできているところです。課題はありますが、町の防災力強化に貢献したものと考えています。

防災の職員体制につきましては、新たに防災対策室を設置し、室長と係員の体制で業務を行っているところですが、防災に対しましては全職員、全課を挙げての協力体制が必要と考えていますので、訓練や情報伝達などは総務課の職員とも連携して業務にあたっているところです。

今後の防災専門官につきましては検討中ではありますが、退職自衛官の任用も含めまして想定し、現在求人募集をしている状況にあります。能力や専門性もさることながら人物選考を重視し、自衛隊と連携・情報共有を進めながら、新たな防災専門官の採用に向けて検討していくところです。また、退職自衛官以外でも幅広く防災体制の強化に向けた配置を検討し、各関係機関との調整を図ります。

○議長（青羽雄士君） 次に、2 番、大野幹哉君。

○2 番（大野幹哉君） 通告に従いまして、2 問考えております。

1 問目、町道豊里東通の舗装改良工事について。①令和 6 年から複数年計画としており、前町長のやり残した件でもあります。沿線住民は今年ではほこりや道路の穴から解放されると思っていましたが、予算が見送りになったとき非常にがっかりしたという声を上げています。予算を見送った経緯についてお伺いいたします。

②町長は前町長のやり残しを引き継ぐと私は認識してましたが、町長はその点についてどのようにお考えかお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） まず 1 点目についてでございます。町道豊里東通の舗装改良工事につきましては令和 6 年度から複数年計画で実施をする予定で、全延長 620 メートルのところ現在 270 メートルまで完了をしております。しかし、本年度の予算編成過程において、ほかの緊急性の高い事業との優先順位の検討や財政状況等を総合的に勘案し、予算計上を見送る運びとなりました。沿線住民の皆様には御迷惑をおかけしていることは承知をしておりますが、今後財政状況も含め改善を見据えながら、次年度以降の予算編成において改めて検討してまいりたいと考えております。

2 点目でございますが、町道豊里東通の舗装改良工事につきまして、繰り返しですが沿線住民の生活環境改善に関わる重要な事業であると認識をしております。一方で道路インフラ全体の老朽化対策や防災対応など、町全体として優先順位を踏まえた判断も必要であることから、財政状況等を勘案し、今後の予算編成の中で改めて検討してまいりますので、引き続き町民の皆様の御理解・御協力をお願いできればと思っております。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2 番（大野幹哉君） 1 点目 2 点目、ほとんど共通した質問になっているので、再質問いたします。このたび辺地対策事業債、令和 8 年から令和 12 年の計画が今回の議案のほうに上がっております。別件ですけども、その中に羊蹄連絡線の歩道の部分も載っていたと思います。ただし、昨年は羊蹄連絡線の歩道は実施してないということですが、この豊里東通については今非常に住宅が増えていまして相当な件数あります。私同じ近藤地区に住んでおりますので、羊蹄連絡線の歩道よりも先にこの豊里東通のほうの実施をできるだけ早めにお願ひしたいと思っております。これについてお聞きいたします。

○議長（青羽雄士君） 橋本都市建設課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 大野議員の再質問にお答えいたします。

すみません、町長の答弁と繰り返した回答になるかもしれませんが、緊急性と財政状況を鑑みて予算要望を今後とも上げていきたいと思っております。

羊蹄近藤連絡線とちょっと状況が違うのは、羊蹄近藤連絡船は国の補助ありきの道路ですので、国の補助がつかない場合はできませんが、豊里東通に関しては国の補助ではなく辺地債のみという状況になっておりますので、なるべく原課のほうで早期に皆様の要望がかないますよう要望を上げていきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） 大野議員、続けてください。

○2 番（大野幹哉君） 次の質問に移ります。

町内学校施設のエアコン室外機の設置場所について。①近藤小学校校舎は屋根が一部落雪する構造であり、落雪によりエアコン室外機のラックの屋根部が曲がったり、ラックが斜めに押されたりしています。町内事業者に受注しているので、雪のことは当然分かっていると思いますが、その辺の配慮が足りない。また、教育委員会と町における見積りや見積り内容、設置場所に対するチェック機能などの体制はどのようになっているのかお聞きします。

2 点目、室外機の設置については、鉄筋コンクリートづくりで地面からできるだけ上げた部分にアンカーでエアコンの台座を設置できると思いますが、事業者からの仕様書にはそういった提案がなかったのでしょうか。もしくは提案があつたが金額が高くなるため、安いほうを選んだのかお聞きいたします。

○議長（青羽雄士君） 加藤教育長。

○教育長（加藤紀孝君） 大野議員の御質問にまず私からお答えさせていただきます。

学校のエアコン設置につきましては、当時町や議会、そして各学校、教育委員会を含めまして、町全体で早急に児童生徒への教室内の暑さ対策を進めなければならないという状況で動いていたと承知しております。1 点目の御質問について、ただいまのお話を前提といたしまして、当時の担当部署におきましては令和 6 年の雪溶け後すぐに工事の発注を行いました。できるだけ早い時期にエアコン設置を完了させることに重きを置きまして、業務を進めたという経過でございます。また、教育委員会には設計技師が配置されておりませんので、役場都市建設課の協力と支援をいただきながら、設計書の作成、施工箇所の確認などをいただき、発注施工に至ったというところでございます。設置に関しましても、一番早く取付け

られる作業方法を取り入れた結果、同年の7月上旬には引渡しが行われ、児童においては設置以降快適な室内環境で授業が受けられていると聞いております。設置後の維持管理に關しまして、議員の御指摘のとおり多少のリスクはあったと思っておりますが、それ以上に夏場に設置をして児童にいち早く快適な教室環境を確保したいという全体の思いを御理解いただければと思っております。

続いて2点目の御質問につきましては、今ほど説明いたしましたとおり、限られた時間で最適の方法により工事を施工したと考えております。時間が限られておりましたというところがまずございました。したがって、工事費用が高い安いといったところで判断したわけではありません。早急に取付けができる方法を選んだ結果でありますので、御理解を願いたいと思います。

私からは以上です。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（田中健人君） ただいまの大野議員の1点目の御質問について、私に対しての質問もあったと思いますので補足いたします。

教育委員会の発注工事において、町長部局の体制としては、教育長の答弁にもございましたが、見積書の確認から設計書の積算、そして発注後の現場打合せを含め、町長部局の都市建設課の職員が一緒に参加をして、情報共有し連携をしながら業務にあたっているというところで1点補足をいたします。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2番（大野幹哉君） 1点目の再質問をさせていただきます。

この学校施設のエアコンは令和6年、また令和6年にできなかった部分を令和7年に多額の予算をかけています。北海道は本州と違い使用時期は少ないですが、雪の害をまず第一に考え、一度つけたものを長く使用できるように、町側も事業者側も考えていただきたいと思います。その点についてお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 中川学校教育課長。

○学校教育課長（中川博視君） 大野議員の質問にお答えいたします。

学校施設にやっとなつけられたエアコン、長く使えばいいというのは、皆さん共通した考え方だと思います。ただ、今回については私も話を聞いたり見たりしていたところでは、リスクをかけてでも早くつけたいということでした。あと設置場所に関しては、今後できるだけ長く使えるような対応をしていこうという形で考えて進めているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 大野議員の再質問にお答えいたします。

大野議員の御指摘のとおり、やはり雪国なので、室外機の囲いについてはもっと堅牢にするのが必要だったのではないかと、配慮に欠けていた部分もあるかと思います。今後につきましては、いくら室外機に堅牢なものをつけたとしても、やはり冬季については除雪まではいかないにしても木で囲ったりとか、そういった管理も必要ではないかと思っております。今

後そのようなことがないように業務に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2 番（大野幹哉君） 再々質問させていただきます。

この室外機の設置についていろいろ答弁されました。急ぎでつけたからこうなってしまったとありますけども、頼む町側と取付ける事業者側も雪国だからどこに室外機をつけたら一番ベストかっていうところについては、かなりノウハウを持っているはずですよ。ニセコ小学校やニセコ中学校のように四角い校舎の建物と近藤小学校とは屋根の造りが違いますので、やはりそういった建物の構造と雪を鑑みて、町側の職員も事業者側も共通の認識を持っていただき、こういった設置事業にあたるべきではないかなと私は思っております。

それと、今回学校側から教育委員会側に雪の対策をしてほしいという話が多分あったと思います。私も後からそういう話を聞きましたが、雪森考舎さんから木製の応急的な雪囲いをつけたということを知りました。実際にそれが強度的にも1回の屋根からの落雪で、その木材が折れるようなものであったということで、撤去したものがあれば見せてもらいたかったのですが、もう持ち帰ったというようなことを聞きました。これって無償だったのかなと思いましたが、聞いたら実際には何か金額が発生していたということも聞きました。その辺の事実はいかがかお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 淵野生涯学習課長。

○生涯学習課長（淵野伸隆君） 当時私が担当しておりましたので、私のほうから少し説明をさせていただきたいと思います。

御指摘いただいたとおり落雪があるということでしたので、設置したその年の冬から雪森考舎さんをお願いをしまして、木製の雪避けといいますか、落雪が直接エアコンの室外機にあたらないような木製の枠をつけさせていただいております。金額については詳しく記憶しておりませんが、もちろんそのものを教育委員会として購入をさせていただき、そこに設置させていただきました。私どもとしても、もちろん雪が落ちてくるということは把握しておりましたので、どのような方法がいいのかということを考える中で、一つ木製の枠でどうかということで、この2年間2シーズンやってきたところです。ただ、やはり落雪の影響が大きくて、木の枠も折れてしまったりという状況がありましたので、一度雪森考舎さんに回収していただいて、次のシーズンどういう方法がいいかということを考えながら対応しているといった状況でありました。私のほうからその点回答させていただきます。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） 全体的な補足を改めてさせていただきます。

議員御指摘の長く使うという考えについてはもっともでございますし、落雪について建物の形状が異なるという状況も踏まえて、今できることについて、これからできることについてはしっかりと原課を中心に適切な対応をしていきたいと、あるいは今後の改修時においてはしっかりと配慮したいと思います。

ただ、一点だけ補足説明をしたいのが、当時私の就任前ではございますが、エアコン設置についてスピード感を優先させていただいたということで答弁をさせていただきました。議員の皆様も御記憶ある方いらっしゃると思いますが、当時令和5年の夏ですかね、記録的な猛暑でございました。下校時間の繰上げですとか学校でも対応したり、あるいは近隣の他の町村では熱中症がきっかけで亡くなられた児童もいたというような時代背景でもございました。また、そうした背景の中で、全国、全道的に学校のエアコン需要が高まり、設計あるいは工事も含めて、いわゆる不調になるという状況も当時の社会背景にあったということもありました。その中で、子どもたちの安全を優先するべきではないかということで、議会でも最後お認めいただいた予算だとは思いますが、令和6年3月にエアコンの工事費を追加補正させていただき、令和6年4月には工事発注をいたしました。

決して何でもかんでもスピードを優先すればいいというものではございませんが、そうした異常気象による当時の急激な社会変化、そして近隣の市町村においては熱中症がきっかけで子どもが亡くなられたケースもあるということも踏まえ、当時の職員を中心に緊急的にやらせていただいたということについて、私就任前ではございますが、取り組んだことについては支持をしたいということを改めて補足をしたいと思います。

また昨今、中東情勢含め、特に電気工事についてはニセコ町に限った話ではないですが、そもそも落札できない、受注できない、見積りを出せないというような声もあります。御承知のとおり、このニセコエリアは建設事業者の極端な人手不足等もあって、なかなか公共事業が予定どおりいかないというところもございます。そうした中で、何とか町の政策事業を前に進めていきたいと、事業者ともコミュニケーション連携をとらせていただきながらやっている実情があるということについては、町を代表して私のほうから補足をさせていただければと思い改めて答弁として回答補足をいたしました。

以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） それでは、さきの通告に従いまして一般質問を行います。

道の駅ニセコビュープラザについて伺いをいたします。道の駅ニセコビュープラザは平成9年5月4日のオープン以来29年が過ぎ、建物の老朽化も進み、改修が必要な箇所もあると聞きます。過去に建物の改修について検討がなされましたが、自動車道の線形変更とインターチェンジの設置箇所に合わせて、改修の検討がなされるというようなことから中断したものと伺っております。そこで、以下の点について伺います。

- ① 老朽化が進む建物、いわゆる三つの棟でございますけども、それらの改修計画の進捗状況と今後の展望について、どのようになっているのか伺いたいと思います。
- ② 道の駅の位置についてであります。現在の位置変更も含めた検討がなされることとありましたが、この検討についてどのような検討がなされているのか伺います。
- ③ ニセコビュープラザという名称に込められた想いですが、ニセコ連山や昆布岳、羊蹄山等を一望できる場所に集うところということであります。自動車道やインターチェンジとの

兼ね合いから、この眺望をどのように確保しようとしているのか伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの篠原議員の御質問に、順を追って回答してまいりたいと思います。

まず御質問のとおり、道の駅ニセコビュープラザは平成8年度に整備を行い、平成9年のオープンから29年が経過をしているところでございます。1点目の御質問についてですが、議員御指摘のとおり施設は老朽化が進んでおり、これまでの改修に関する検討としては、平成25年度に再整備基本構想を、そして令和4年度に再整備基本計画を策定、同じく令和4年度には再整備基本経営基本設計を実施しており、建物の改修による検討も行っていました。原則、建て替えによる施設更新の方針としております。また、更新時期については、緊急性の高い公共事業を考慮しながら、実施時期を検討しているという次第でございます。

2点目の御質問について、現在のニセコビュープラザは国道と道道の交わる角地に位置しており、ニセコ町の玄関口としてアクセスしやすい立地条件であること、移転するとした場合に移転先として適当な町有地がないこと、用地を購入するとした場合に多額の費用が見込まれることなどから、これまでの基本構想及び基本設計では位置の変更はしないという前提で進めてまいりました。ただし、昨年度高規格道路の計画が決まってきたため、現状の場所における建て替えや、場合によっては移転も含めて今後ルートが確定したことを受け、幅広く検討を進めてまいりたいと考えております。なお、ピーク時の駐車場の混雑に伴う道道での交通渋滞など、今の施設位置に課題があることも認識しているところですが、現状ではそういった渋滞等に対しては、交通整理員の配置等で対応しているというところでございます。

3点目の御質問についてですが、こちら議員御指摘のとおり、ニセコビュープラザの魅力の一つは眺望にあると思っております。今後は、道路事業、高規格道路の進捗を踏まえながら、施設更新時においては、例えば施設の屋上などに展望できる場所を設けるなど、周辺の眺望の確保に向けた方策について、様々な角度から検討して推進をしていきたいと考えております。

以上3点について、御理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 1点目につきまして再質問を行います。

まず、漠とした計画ではなく、ある程度の時間的スパンをお示しいただきたいということでもあります。聞くところによりますと、自動車道の整備に関わっては30年先、また、それよりもっと先になるんじゃないかというようなお話も聞いているわけですが、それに漠と引きずられるよりも、あらかじめ決まったものがあるのであれば、積極的にそれに沿った形で新たなものを生み出していくべきではないかと考えます。ですから、時間軸について示せる範囲で明らかにしていただきたいと思います。

それから、ビュープラザの管理・運営にあたっているのは観光協会の方々ですが、観光協

会との連携についてはどのように行われているのか、その点についても伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（青羽雄士君） 馬渕課長。

○商工観光課長（馬渕淳君） ただいまの篠原議員の再質問にお答えします。

まず、ビュープラザの再整備に関する時間的な計画のほうを示すということですが、現在のところ、昨年度に高規格道路のルート、インターチェンジ等が示され、そこで全貌が明らかになりましたので、そちらを踏まえながらこれから実際の整備時期等も含めて検討していきたいというところがスタートしたところでございます。今しっかりと何年後に建設が始まるということはちょっと現段階ではお示しできないというところを御理解いただきたいと思います。

それから２点目のビュープラザの管理をされてます観光協会との連携の状況ですが、まずビュープラザの施設運営としましては観光協会のほか、直売会の皆さんやショップの皆さんと毎月必ず定例会・打合せ会というのを開きまして、普段の施設の状況等の意見交換、それから適切な補修等はどういったものが必要かというところの打合せ等をさせていただき、適切な管理に努めているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 今の答弁の中にありましたが、時期については昨年度ルートが示された、だから今現在では持ち合わせてないと。今後の時間軸によるというようなことかと思えます。それも分かるんですけども、そこで運営されている方々にとってみれば、いつこのビュープラザがどのようになるのかということが分からない中で日々活動しているのは大変不安感を持っていると私は伺っております。

もう１点、先ほど毎月打合せをされているということですが、結局現状での打合せは行っているけども、いわゆる資的な今後に関する打合せ、もしくは意見徴収等積み上げが全くないのではないかなと思うんです。ですから、その点を含めて管理されている観光協会の方々、それから直売会の方々とこの先のことをしっかり打合せをするためにも、時間軸を明らかに示すことが大事だと思います。またあわせて、現状のままで何年行くか分からないというのは、言ってみれば建物の老朽化がどんどんどんどん進んでいくわけですね。それに対して補修補修補修でいくのか、その辺の見切りをやはりしっかり持っていけないと、余計なお金がかかってしまう心配もあるのではないかなと思います。そういった意味を含めて、再度伺います。

○議長（青羽雄士君） 馬渕課長。

○商工観光課長（馬渕淳君） ただいまの再質問にお答えします。

できるだけ早く時間軸を示す必要があるということですが、私どももそのように考えておりますので、しっかりと早急に進めていきたいと思ってございます。また、進めるにあたりましては、現在の観光協会さん、直売会の皆さん、ショップの皆さんから再整備構想などでもしっかりとお話を聞きながらつくり上げてきた経過がございましたので、同じように

お話を聞く機会を設けながらしっかりと行って、できるだけ早めに時間軸を示せるようにしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 具体的な話にならないかもしれませんが、私のほうからも少し付け足しで。

高速道路の位置がある程度示されたということに伴って、もともとは基本計設計も含めて現状の場所で時間を区切りながら、まずこっちを壊してそこにこれを建ててそのあとこっちを壊してみたいなことまでは一端を詰めたのですが、現状では高速道路の位置もある程度明らかになってきたので、このような形でそもそもよろしいかということ、それから場合によっては別の場所に移転ということもやはり選択肢の中に入るのではないかということなどを含め、実際には用地交渉とまではいきませんが、少し打診等もさせていただいたことはあります。それは具体的な話にはなりませんでしたが、これからそのようなこともまた続けていくということもちょっと視野に入れてやっているということですが、現状の案のまま今の場所に建てるということも決めかねているということがございます。なので、それは今後の検討材料として幅広に選択肢を持って実施をしてまいりたいと思います。ただ、議員おっしゃるとおり、観光協会でありますとか直売会の皆さんにも、現状にある会議も活用させてもらいながら、その辺の不安解消といえますか、このような考え方でいるんだよということのやりとりは十分にさせていただきたいと考えてところでございます。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） それでは2点目の再質問に入ります。私の聞き方がまずくて、先に道の駅の維持に関しての御答弁をいただいてしまったのですが、改めてここでお伺ひをしたいと思います。

まだ、検討途上であると副町長は申し述べられましたけども、検討途上であるけどもおおむね何か雲つかむ話であれなんですけども、おおむねそうなのかなというお互いの腹の探り合いではないですけれども、何かそんな感じもせざるを得ないなと思います。ただ、それはそれとして、私は今後のニセコ町を見据えた場合、それから国道と道道が交わり、さらに自動車道が交わるというような観点になると、現状の場所でいいのかどうかと非常に不安に思うわけです。先ほども答弁にありましたが、車の台数も休日や連休になるとあふれている状態で、それが今度自動車道がつながった時にはさらに拍車をかける状態も想定されるのではないかと。であれば、ここは思い切って大きな土地を探し求めて、そういう広いスペースの中で改めて検討を加えるべきかと思いますがいかがでしょうか。

それからもう一点。これ大事なことです、先ほど昨年ルートが示されたという答弁がありました、このルートを示されたということはイコール、コンクリートしたというような考え方なのか、いやそうではなくてあくまでもこれはルート案と捉え、ニセコ町のまちづくりや将来性を考えたときに、何が一番良いのかというような検討を加えることも可能かどうかというあたりについて、これもお伺ひしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） まず、広い場所を求めるのもよいのではないかというお話でございましたが、現状で実施をすること、またその他の場所も検討することは視野に入れて対応してまいりたいと考えているところでございます。それから、現状ルートという部分については、ルート自体はいわゆるコンクリートという表現をなされましたが、そのような形で現状ルートについては発表された内容で変わらないということで、ニセコ町としては捉えております。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9 番（篠原正男君） このような計画を進めていく上で、計画というのは移転を含め、もしくは現状も含めて、新たな道の駅の施設を設けることになった場合、その場合の手法として先ほど出ていた管理する観光協会や実際にそこで物販を行っている方々などの意見を聴取するというふうにありましたけども、それでは私は不十分じゃないかなと思っています。より多くの町民の方々から、20 年先 30 年先のまちの姿を描き合うというような行為が、私はこれまで行ってきたニセコ町のまちづくりの手法の一つじゃないかと考えます。その辺はどのように考えられているかお伺いします。

○議長（青羽雄士君） 馬淵課長。

○商工観光課長（馬淵淳君） ただいまの再々質問にお答えします。

議員おっしゃるように、関係者だけではなく幅広にということでしたので、私どももそのように考えて、例えばまちづくり町民講座といったものを活用しながら、あとは検討委員の公募委員を募集するだとか、そういったところで幅広い意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9 番（篠原正男君） 3 点目の再質問に入らせていただきます。

国道 5 号線と新たな自動車道との取付けといいますか関係ですけども、いわゆる示されている案では現在のガソリンスタンドにある広告塔約 9 メートル、恐らくそれに近いところというようなことで今お話がなされております。その際、そこに盛土がなされて自動車道が通るということになった場合、先ほど話が出ておりました眺望に関して、私は大きな影響があるのではないかなと思っています。眺望タワーをつくって高いところに人を上げて眺望するというようなことも一つあるかと思えますけども、やはり自動車であられて自動車を降りてビュープラザの棟に入って、そこから見る眺望というのは、何よりもニセコ町が一番アピールすべき大事な場所ではないかと思っています。その辺の影響に関してどのように捉えられているのか 1 点お伺いしたいと思います。

なお、先般、有島の関係者と開発の担当者の説明会といいますか、打合せがあったときに私も参加させてもらいました。その際、合成の写真が写っておりましたけれども、私は高いところから遠くを見ると、低いところの位置が本来の高さからより低く見えているということを指摘したんですが、それはあまり意を介されなかったということでした。やはり気を

つけなければいけないのは、ビュープラザから元町の市街地にかけて上り坂になっており、上り坂の上からニセコアンヌプリ方面を見ると、ガソリンスタンドの広告塔の高さはそんなに高く感じられない。でも、交差点に近づくにつれて大変高く感じると。その錯覚、目の錯覚というものを十分考慮して取り組まなければならないと思っておりますので、その点も含めてお考えがあれば伺いたいと思います。

さらにもう一点、今ニセコまちがつくっている住宅の売りも、どちらかという住宅から羊蹄山が間近に見えるというようなアピールポイントもあると思いますが、その際に自動車道が邪魔になってしまったということで、これも後々禍根を残すような一因になるのではないかと思います。私が申し上げたのは、せっかく曽我地区に走るという予定のものを国道5号に沿ってというようなことで聞き入れられて、そこでもう一回本当にそれがニセコ町にとっていいのかどうかという観点から考えをさらに進めていくと。そういう取組なしに、もう何もできませんというようなことでは、この後大変なことになるんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） まず眺望の部分ということで、先ほどお話申し上げた例えば現地でつくる、別の場所に場所を求めて改めてそこで建てるというようなところにあっても、ある程度の眺望というものには配慮して検討していくことにはなろうと考えております。

それから、さらに今の計画を進めていくという意味は、また改めて高速道路の位置を別のところということもあっていいのではないかと、ということの意味を含んでいると解釈しますが、間違っていたらすみません、現状ルートについては確定だという形でニセコ町としては捉えているというところでございます。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） 答弁に補足をできればと思います。

眺望に対する懸案事項、あるいはビュープラザだけに限らず近隣にお住まいの方の不安に思う声については、しっかりとまず町として受け止めていきたいというところは大前提としてございます。一方でこの高規格道路について、先ほど昨年度に詳細のルートが示されたということを度々答弁でも申し上げているところでございますが、この事業が事業化されたというのが令和6年度になります。これは実施主体である小樽開発建設のほうでこの事業自体を事業化をして、具体的な検討を設計、もちろん施工・工事も含めてするという方針が決まったものが令和6年度であるとなっております。この時点において、既に現存の国道5号線に沿った形で事業をしていくということが決定されたと。当然決定の中には周辺の方々も含めたアンケート調査等もあったと報告を受けております。

私が就任して昨年度ルートが決まったというところで、先ほど副町長からもございましたが、町としてもう一度このルートがいいかどうか、変更するような趣旨で考えを先に進めることはないかということでございましたが、令和6年度の事業化された時点において、もう既にこの大方針については承認をされたものであると解釈をしておりますし、ルートに

つきましては広域の、これはニセコ町だけの事業ではないということも含めて、私はもうルートがもう示されて、事業として次のフェーズに入っているこの事業について、現段階において町としてルート変更等を求めるようなことはできないのかなと思っております。

また、そもそもこの事業について、私が就任する以前といいますか、もっと言うと 20 年 30 年より以前からミッシングリンクの解消ということで今、仁木までインターが進んでいる次第であります。早期に黒松内との接続をしていくように町を挙げて要望してきたというところもございます。こちらは公共事業としてなかなか悩ましいところもありますが、一方では開通することによる産業にとってのプラスの部分もございますし、同時に私は何よりも重要視したいと思っているのが特に救急搬送です。やはり高規格道路が整備されることで小樽だとか札幌だとかの大型の病院に救急搬送していく、特に冬場においても非常にこれは価値があると思います。町民にとっても、あるいはこの地域にとって必要不可欠だということで、私も就任してから要望活動に取り組んでいるというところもございます。ですので、現時点でもう既に事業化もされており、かつルートが示されたというところで、私どもとしてこのルート自体の変更を求めることは、それまでの取組、あるいは現段階においてもその流れからは逆行してしまうので難しいのではないかなと思っております。

ただし、先ほど議員からもございました眺望という観点において、ルートが示されてある程度工法についても決まっているというところでございますが、そうした中においても、例えば土盛りをする高さの調整ができないだろうか、あるいは周辺の植栽についてただの無機質なものではなくて、何とかニセコ町のまさにその眺望を自然環境に配慮したものにできないだろうかというような形で、働きかけなり意見交換なり勉強会という形で、これは本当にニセコ町に大分寄り添ってやっていただいていると認識をしておりますので、そのような中で両立していくことができないかということを町としては考えております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9 番（篠原正男君） 再々質問ですけども、今のお話の中で広域性の話は十分分かりますし、議員、議会それから町民も必要ではないということを言ってるわけではありません。このルートが 30 年先 50 年先のニセコ町にとって本当にいいものかどうかというものを、今の町長を含め我々が検証し、胸を張ってルートですと言えるかということを私は申し上げているのであって、常にシャッターは開けておいて幅広く意見を聞き、その中で取捨選択をし、国に対して申し上げるところは申し上げ、協力することは協力すると、そのような姿勢がやっぱり大事じゃないかなと。その中でも特に沿線に住まわれている町民の方々の意見を十分聞く、そんなことも大切なことではないかなと思います。

また、直接道の駅とは関係ないんですけども、インターチェンジを含めて敷地等に関わって立ち退きを余儀なくされた方もおられると聞いております。ですから、先ほどの答弁では不安への対応をしっかりとしますというようなことでしたけども、そういったことに対して個別具体的に町民の意見を聞いて進めていってもらいたいということが私は大事なことでろうと

思います。先ほどの広域に関わってですけども、いわゆる広域も大事ですけどもそれよりニセコ町も大事だと。ニセコ町があって広域が生まれるというような観点も必要じゃないかと思っております。ちょっとまとまりない質問ですけども、お答えいただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） 篠原議員の再々質問にお答えしたいと思います。

まず、沿線の方々も含めて御意見を聞くということにつきましては、昨年末から有島地区、それから元町地区の方々と勉強会なども開催させていただきまして、できる限りのことをやっているという認識でございます。

また、今回のこの広域という点につきましても、首長を初め近隣の議長の皆様も実際の期成会にも参加し、あるいは中央要望もされているということの中で、ニセコ町だけがこの高速道路に反対というような立場もとるのも・・・

（「反対しているわけではない」との声あり）

○議長（青羽雄士君） 続けてください。

○企画環境課長（桜井幸則君） 一丸となって取組を進めていくという中で、皆様の御理解を得られるような対応をこれからしていく必要もあるのかなと考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） 再々質問にお答えしたいと思います。ちょっとすいません、前提として本来のビュープラザの建て替えの話の質問の再々質問からは大分趣旨が異なるのかなというところも踏まえた上で、関連があるということで私ども答弁をさせていただければと思います。

先ほど述べたとおり、町としての姿勢、あるいはルートに関する受け止め方、今後について少なくとも反対をされていないという議員からの御意見もございました。私どももまず早期にこの高規格道路について整備を進めたいというところ、そしてルートについても適切な段階を踏まえて現在のルート案になったというところにおいて、特に私が就任したタイミングもなかなか悩ましいといえますが、難しいタイミングだったのかもしれませんが、もう既にその時点において事業化もその前の年から進められていた、あるいは既に長とも含めて合意形成なり意見交換なりをされていたところから、町長が代わって町としての考え、スタンスを大きく変更するということについても、政治の継続性という観点も含めて私は慎重にならないといけないと思ってます。少なくとも現段階において、そうした大きな返還といえますか考え方、ルートの変更を求めるような姿勢は町としては考えていないということを改めて答弁させていただきます。

○議長（青羽雄士君） 次に、高木直良君。

○3番（高木直良君） はい、通告に基づきまして、私からは4問質問をさせていただきたいと思います。

一つ目です。町内尻別川防災改修の促進について。近年、異常気象が続くもとで、集中豪

雨による河川工事災害が全国各地で多発しております。最近では報道されておりますように、記録的短時間大雨情報が続いております。ニセコ町が毎年、北海道後志総合振興局真狩土木現業所に対して要望してきた尻別川の溢水危険箇所はＪＲの沿線であり、町道中央有島連絡線に沿った場所であります。この改修促進について、以下２点伺います。

①直近の後志総合振興局真狩土木現業所の回答内容と、それについての評価。

②町として進めている河川防災の具体的施策は何か。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） 御質問に順を追って回答してまいりたいと思います。

まず１点目につきましては、平成２６年から北海道へ要望はしております。その中において、令和元年には北海道の議会議員の方にも視察に来ていただいたという経過がございます。その後、北海道のほうで概略の調査・設計をしていただいております、１９０メートルの堤防を設置することが必要となるため、概算で当時４億円以上の工事費用がかかるということが分かっております。北海道としては工事費が高いということ、そしてＪＲの路線が近接しているため北海道単独での事業は難しいと考え、国からの補助を財源とした事業化を進めていくと報告を受けている次第です。

２点目についてでございますが、町単独で実施できる範囲には限りがございますが、まずは北海道との連携強化や継続的な要望活動を通じ、改修の促進に努めてまいりたいと考えております。また、雨量が多いと想定されるときについては、特に氾濫の恐れのある河川のパトロールを巡視してまいります。こうした取組をしているというところで御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○３番（高木直良君） 御承知のように、あそこの箇所は尻別川が大きくカーブをして、町道にぶつかるような感じで大きく回っております。また、護岸といいますか河岸がうんと低くなっておりまして、溢水が起きても不思議がないし実際に起きたわけです。そういう場所でありまして、今御答弁ありましたように確かに調査をしていただいて概算も出していただいております。そこまではいいんですけども、やはり毎年同ような回答を繰り返しているのではないかと思います。最初に述べたように、近年は非常に異常な豪雨で集中的に短時間という状況があります。一方、長時間線状降水帯ができて雨が続くと、それによって地盤が非常に弱くなっていて、あちこちで土砂災害も引き起しているわけです。ですからそういう最近の気象状況なども踏まえて、確かにお金は安くはないと思いますけれども、やはり防災を強化するということで、できるだけ早く実現するような行動といいますか、要請行動がさらに必要になっているのではないかと思います。この点について改めて伺います。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 高木議員の再質問にお答えいたします。

同じような要望をされているのではないかとということですが、同じような要望されている中でも北海道には溢水してる部分についての土砂の撤去や木の伐採などをして、河川断

面を大きくしていただいております、平成 23 年 24 年に溢水しましたが、それ以降は溢水していない状況となっております。北海道への働きかけのおかげでもう 1 点、芙蓉橋にも水位が分かるようにカメラを設置していただいているので、その辺は若干の成果はあるのではないかと考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） いつまでも要望という同じことをしているじゃないかということですが、実際に長いこと要望しているということも案外重要な状況もありまして、平たく言うといつまで要望させるんですかということも含めて、そこは年々一生懸命こちらのほうの要望も継続的にさせていただきたいと思っておりますし、これまでの経験上でいくと常に無理ですというお話をいただきながらも、ある年に突然予算がつくということもあつたりもしますので、ここの継続については大事だなと考えております。

○議長（青羽雄士君） よろしいですか。

○3 番（高木直良君） はい。

○議長（青羽雄士君） それでは次の質問をお願いします。

○3 番（高木直良君） 次、2 つ目の質問です。指名業者選定委員会の役割について。今年度の議決案件となった公共建築施設の改修工事においては、建築本体工事と電気工事、設備工事の 3 本の工事として発注され、入札・契約に至りました。指名業者選定委員会で示された業者による競争入札の結果、電気設備工事と機械設備工事は同一業者が落札し契約という運びになりました。

①ニセコ町の入札参加指名選考委員会規程第 5 条では、指名委員会はニセコ町競争入札参加資格者名簿に登録されているもののうちから、次の事項について留意し指名するものとするということで、1 信用度、2 工事等成績、3 手持ち工事等の状況、4 当該工事等の地理的条件、5 技術的条件、6 その他必要な条件とあります。今回のような結果が私は予想されるケースだったと思いますので、指名委員会ではそういった業者選定の段階で一定の配慮が必要だったのではないかと思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

②指名選定委員会は、選定業者の選定経緯から入札全般に関わって説明責任を持つものと考えますが、いかがでしょうか。

以上 2 点お伺いします。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） 今回の入札に関する指名選考については、私は委員の構成員ではなく、町長は直接関与を持たないという立場でございます。従いまして、今回の高木議員からの御質問は指名業者選定委員会に関する質問でありますので、選考委員長である副町長から回答するのが適切であると考えております。まずはその旨回答いたします。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） それでは私のほうから回答させていただきたいと存じます。

まず 1 点目につきましては、ニセコ町入札参加指名選考委員会規程第 5 条に基づきまし

て、先ほどおっしゃっていただいた信用度、工事成績、技術的条件などを総合的に勘案して適正に行ったというものと認識をしてございます。今回の工事は建築本体工事、電気工事、機械設備工事の3つに分離して発注をしているものでございまして、特に電気工事と機械工事はそれぞれ異なる業種区分に属する工事ということでございます。従いまして、同一事業者が複数の業種を落札したとしても制度上の問題は特になく、また、指名段階において結果を予見し調整するということは、ある意味では適切ではないというふうにも認識をしてございます。指名競争入札におきましては、指名された事業者が入札に参加するか辞退するか、また、どのような金額で入札するかは各事業者の判断に委ねられてございまして、その結果として同一事業者が複数工事を落札することは十分に起こり得るというふうに認識をしてございます。

一方で、複数の同じ業種の工事が同時期に発注される場合には、競争性の確保や施工体制の適正確保といった観点から、指名の在り方について丁寧に検討するということは議員御指摘のとおり重要であると考えます。今後につきましても、工事の規模や内容、発注時期などを踏まえ、より適切な競争環境が確保されるよう指名選定にあたっての検討を一層丁寧に行ってまいりたいと存じます。

2点目でございますが、指名選考におきましては各事業者の信用度、工事成績など企業の経営状況に関わる事項を取り扱ってございます。このため、個別案件の選定理由、この業者を外したとか入れたとかですね、こういう理由だとかってというような選定理由や、委員会での議論内容を公に公表するということは企業の正当な利益を損なうという恐れもございまして、また、公平性の観点からも公表するということが必ずしも適切でない場合もあるかと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げたいと存じます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 再質問させていただきます。

1点目のほうであります、確かに業種が違う工事であったことは間違いありません。そういうことによって同じ業者さんが二つの業種の工事を落札するというのも全く違法でもありませんし、制度上は問題はない、それは了解しております。ただ、条件の中の3番目にあります「手持ち工事等の状況」、文字どおり読めば、現段階、入札する段階でその業者さんが工事をやっているかやっていないかということを書いたものと思います。しかし、「手持ち工事等の状況」ということから言いますと、この入札結果によって生じる同日期间における業種は違うけれども、同一業者さんの工事が進行するという事なども、私は事前の配慮というのはあってもしかるべきではないかと思えます。

と申しますのは、町内、あるいは近隣町村の中にこういった資格を持っている業者さんが少なからずいると思うんですね。そういった方たちにとっての落札機会とかもあり得ますが、まず選定されていなければそのチャンスもないわけです。そのチャンスをできるだけ公平・平等にということも配慮としてはあってもいいのではないかと私は考えているところです。その点についてはどうでしょうか。もし御意見があればお願いします。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 手持ち工事等の状況ということの配慮という部分でございますが、おっしゃっているところを想定してお話ししますと、現状において確かに手持ち工事の状況というのがあるということでございますが、これまで二つの事業をとった事業者さんも事業成績といたしますか、例えば工期が遅れるですとか何か事業に問題があったとかっていうことは全くなく、いわゆる優良な企業さんとして工事・仕事は実施していただいているので、特に問題はないかなと考えております。それから、町としては全てではないですが、ある程度その工事の手持ちが多いということがあったとしても、再発注といたしますか再委託という部分についても認めているところでございますので、その辺のことをきちっと考慮した上で応札されていると考えております。それから、工事の配慮といたしますか公平にという中でいくと、場合によっては割りつけですとか、いわゆるその発注にあたってやってはいけないようなところとは言いませぬけども、そのようなことにもつながりかねないこともございますので、あくまでもこれは金額での入札とさせていただいているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3 番（高木直良君） そうですね、私は一旦選定されて、入札、応札するという場合に、企業行動として自分なりの札を入れるということは全く問題ないと思ってます。ただそうなる過程において、選考委員会の選定という問題が間に入ってそういう結果が生まれているということから、想定すべき事項だったのではないかというのが私の質問の趣旨です。あらかじめ何か割り振ってしまうということを求めているわけではありません。ただ、競争入札の中で選定されている業者さんがこの機械のほうでも電気のほうでも同一業種さんであれば、結果として両方とすることは想定される範囲だったのではないかという意味での配慮を求めたということです。これにもし改めて違う意見があればお願いします。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 指名選考の中で電気も機械も両方とる可能性があるというのは、確かに想定できたことではあります。ただ、それをもって両方とってはいけないので片方外しましょうとか、そういうような配慮は委員会の中で行わなかったし、行わないのが今のところ正しいと考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3 番（高木直良君） 2 点目のほうですけれども、先般の議会の中でこの問題が議案として出たときに私同様の質問をしたわけですが、そのときに答弁されたのは原課の課長さんが答えられました。私はこういった質問に対しては、今山本副町長が選考委員会の委員長という立場でお答えになったと同様に、あの場面においてもそういう対応をすべきでなかったかということで聞いたわけですが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 申し訳ございません、ちょっと質問を酌み取れなかったのも、も

う一度お願いできますか。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3 番（高木直良君） 先般の議会はまだ終わっていますが、そのときの私の質問に対する答弁者として、委員長の山本さんがその場で答えるべきことではなかったのかということをお伺いしています。今日と同じような内容の質問をしたんです。その時に答弁されたのは原課の課長さんだったので、委員会の役割として委員長が答弁するべき事項ではなかったかということをお聞きしております。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 失礼しました。担当課長が答えて、それに対して必要であれば私なり町長なり教育長なりが付け加えるという方法でやっておりますので、担当課長がお話をして我々が付け加えなければ、それで公式な答弁と考えますので、様々な形があってもよろしいかなと考えるところです。

○議長（青羽雄士君） 次の質問をお願いいたします。

○3 番（高木直良君） 3 回目の質問であります。後志自動車道事業に伴う地域要望は都市計画審議会への検討対象ではないか。ニセコ町都市計画審議会は都市計画法第 77 条の 2 第 1 項に定める都市計画に関する事項を調査・審議する機関として、本町の都市計画行政の円滑な運営を図るため（ニセコ町都市計画審議会条例第 1 条）ということで設けられております。北海道開発局小樽開発建設部が後志自動車道のニセコ町内での事業計画の説明会及びその後の企画環境課主催の勉強会で、そのルートや構造、インターチェンジの概要が示されましたけれども、地域住民からは多くの要望・意見が出されました。

①後志自動車道はニセコ町のまちづくり、すなわち都市計画行政と密接に関わる事業と考えますが、いかがでしょうか。

②第 6 条で審議会は町長の諮問に応じ、都市計画に関する諸般の事項を調査審議するとしております。町長は町内で行われる後志自動車道事業に伴う地域町民要望の諮問の対象となるものと考えますがけれども、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの高木議員の質問に、順を追って御回答したいと思います。

まず 1 点目についてでございます。後志自動車道のニセコ町内での事業計画は、高木議員のおっしゃるとおり、町内の交通ネットワーク、土地利用、産業振興など大きな町に影響を与えるものであり、町のまちづくり、すなわち都市計画行政と密接に関わる事業であると認識をしており、ニセコ町の長期的な発展方向を左右する重要な要素であるとしてとらえております。

2 点目についてでございますが、後志自動車道は北海道開発局が事業主体となり、多くの市町村を通過する広域の事業であり、ニセコ町単独の都市計画審議会において町が審議する事業に該当しない案件であると考えております。また、本事業のルート選定、インターチェンジの位置、構造などの基本的な事業計画は北海道開発局が広域的な視点から決定する

ものであり、私町長が諮問するということではないものであると受け止めております。なお参考までに、近隣の町村におきましても、こうした都市計画審議会等で審議をされたということはないと理解をしております。

以上、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3 番（高木直良君） 1 点目については、私の質問の趣旨を肯定されて、まちづくりに関することで対象になるといいますか、都市計画審議会と密接に関わるものということについてはお認めになりました。一方 2 点目については、広域的なことであるので対象にするものではないという答弁でした。まとめて再質問させていただきますけれども、都市計画審議会条例第 6 条の 2「審議会は都市計画に関する事項について関係行政機関に建議することができる」と書かれております。ここで言う関係行政機関というのは、今言った広域的な行政を担っている小樽開建の事業も含まれているということが明確に書かれていると私は思っております。建議をするということは内容について審議をしていくと。

私が質問しているのは、地域からいろんな要望が出されています。先ほどの篠原議員からの質問の回答、やりとりにもあったように、眺望も含めて様々な影響があるわけです。先ほど答弁ありましたように、道の駅の位置をどうするかとか、あるいは自動車道が完成することによって起きる交通量の増大による渋滞の問題でありますとか、今のルートを前提としますと間に農地もございます。農業者の方にとっては大変な問題なんですね。畑作をしていると真ん中ですね、ほぼ真ん中を分断されるということで、農作業にものすごい影響が生じます。それと有島地区の方からは、眺望の問題についても再三にわたりまして勉強会で要望が出されております。事業を是とするか否とするかということを経済審議ということではないんです。今申しましたように、このルート、あるいは開建が考えている構造による地域への影響です。住民の方たちの生活、生業、そして交通の流れ、眺望、景観ですね。こういった大きな影響が、まちづくりに影響してくるということなんです。まさに都市計画審議会が審議する内容ではないかということで申し上げてるわけです。

改めて私今ここで町長が諮問してくれということではないんですけども、諮問可能な条文が含まれていると私は思っていますので、諮問事項であるかないかをお尋ねしてるわけです。改めてお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの高木議員の御質問にお答えしたいと思います。

都市計画審議会における町長の諮問についてでございますが、町長が諮問するものとしては、例えばこういったものという事例はあるものの、これを町長の諮問とするといった規定はないと思われます。大前提としてあるのが、今回のこの道路事業につきましては、議員もおっしゃるとおり、この道路の決定権については町にはございません。ルートの決定、あるいは構造の決定なので、これを公的なこの町の審議会として審議するものではないので、そこに対して町長が諮問するものでもない。繰り返しになりますけれども、町長が諮問す

るものとしては町長の意思決定が一番重要であるので、それに対してのルールとか基準はないという理解で私は考えてございます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3 番（高木直良君） 答弁が非常に矛盾してると私は思ってます。先ほどの篠原議員とのやりとりの中でもありましたように、要望はいろいろ聞いていきます、それを伝えますと言いつつ、そういう場面を想定しながらも、都市計画審議会という公の条例に基づく場がありますが、その場では先ほどから繰り返し言ってるように、この事業について是非を審議するなんてことは言ってないわけです。それによって生じるニセコ町のまちづくり、非常に大きなインパクトがあるわけです。いろんな要素でインパクトが出てきて、それに対して町民が具体的に要望を出してるわけです。そのことをテーマにした諮問をすべきではないか、すべきっていうか諮問対象になるのではないかということを知っているわけです。対象になるかならないかを聞いてます。今桜井課長がそういう諮問のいろんな、具体的な条件とか項目はありませんって言うんですけども、それはそうですよね、条例に具体的にどうこうというのはないんです。ですから、町長がそういうまちづくりへのインパクト、不安、要望、こういうものが町民から出てるわけですから、それを町長がちゃんと酌み取って、こういった機関で議論をしていただくと。

私は同時にですね、この審議会だけ、その中だけの議論とは考えておりません。同時に都市計画審議会がもし仮にそれを素材にして審議するということになれば、広く町民から意見を聞く場も当然抱き合わせでやっていくと。審議過程の中できちっと時間をかけて、場合によっては第三者ということでもまちづくりに精通した大学の先生も入れてもいいと思いますし、審議会そのものをもうちょっと人数を増やすとか、そういう形をとってもいいと思います。やり方はいろいろあると思いますが、先ほどの答弁で町民の意見はちゃんと聞いていきますと言っているのであれば、私はこういう場を活用してぜひ場合によっては建議できるとうたっているわけですから、小樽開建に対してこういう要望がまとまったので建議しますという風にやっていただきたいと思います。ですから、そういう項目としては成り立つのではないかという質問でありますので、よろしくお願いします。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの高木質問の再々質問にお答えしたいと思います。

繰り返しになりますが、沿線の住民の方からの御意見の徴収といたしましては、有島地区、元町地区の勉強会を開催いたしまして、そこでの御意見や要望などは確実に事業主体である小樽開建のほうに伝えているという現状がまずありますので、これについては御理解いただきたいと思います。

それと、今回のこの都市計画審議会への諮問の対象になるかならないかというところを質問されていらっしゃるんですが、これも先ほどの繰り返しになりますけども、町がこの事業に対して何か疑義を生じているということではなく、町としてはこの事業を進めていくにあたって町長が諮問するものには該当しないというのが基本的な考えにあると思ってござ

います。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3 番（高木直良君） 先ほど言いましたが、桜井課長の今の答弁は全然私の質問の趣旨に答えた内容ではありません。さっきから言ってるように、私は事業をやるやらないとか、そういう話を都市計画審議会でやってくれと言っているんじゃないんです。それから地域要望、住民要望を受け止めますっていうだけじゃ駄目なんです。まちづくりってさっきから出てる、例えば道の駅の位置の問題だったり、交通の安全性の問題だったり、農地の問題だったり、いろいろあるわけです。そこは何て言いますかね、要望があるなしにかかわらず町としてこのまちづくりをどう考えるかということを、審議会でやってほしい、やるべきだっていうことを聞いてるんです。桜井課長の答弁は全くずれてると私は思っていますので、町長からもう一度答弁を聞きたい。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの高木議員の質問に、最後私のほうからも回答したいと思います。

非常に簡単ではない内容かなということでございますが、先ほどの桜井課長の回答と重複するところもございます。また、議員からは都市計画審議会で諮問をするべきだ、対象になりうるのではないかなということでございますが、現段階において私自身、町長の権限において諮問ができる、諮問対象であるという考えはございません。というのも、先ほどの篠原議員の回答とも重なる部分、繰り返しになる部分ございますが、この事業についてはかねてから事業化をされ、ルートも策定が示されたのが昨年度というところでございますが、これまでの中で町としては要望をしてきたと。あるいは現段階においても、本事業を要望しているという立場において、この事業自体の進捗状況に大きく影響を与えかねないという観点もございます。同時にこの事業を早く設置してほしいという声があるということも、まず私は受け止めないといけないのかなと思っています。

一方で、先ほど沿線住民の方を中心に疑問に思う、あるいは心配に思う声についてもしっかりと受け止めていくということも答弁させていただきましたが、こちらは審議会の場に限らず声を聞いて受け止めていく、あるいは個別の勉強会なり、説明の機会も含めて既にやらせていただいている部分もございますが、そういった意味において審議会で取り上げることが声を聞いて受け止めるということだけではないのかなと私は考えております。

いずれにしても、今回私は選挙を踏まえてこの立場に立たせていただいているというわけでございますが、本事業について大きく反対である、もうやめてほしいんだという声があったというわけではなく、私は町としてはしっかりと要望しているものだ。私自身もこの事業については早期に開通をしていただきたいということで強く求めており、国や開発局に対して要望しているということもございます。また、政治の連続性という意味においても、先ほど別の質問でしたが大野議員からは町長が代わって考え方が変わるということもあり得ないだろうというような趣旨でも質問がありました。私は一定程度この町政の安定

という意味においては、政治の連続性というものも決して軽視するものではないというふうに考えております。

長々と説明しましたが、結論として現段階において、ニセコ町の都市計画審議会での事業について私が諮問するということについてはその対象ではないということは、重ね重ねですが答弁をさせていただきます。

○議長（青羽雄士君） 最後の質問に移ってください。

○3番（高木直良君） はい、4つ目の質問です。ニセコミライ事業に関し、町が適切に果たすべき役割について。ニセコミライ第2第3工区の事業説明会が5月7日、株式会社ニセコまち主催で開催され、参加町民からその内容についての疑問や意見が多く出されました。今後の事業の町民理解と事業の持続性を確立するために、以下質問いたします。

①第3工区に予定されている会員制プライベートレジデンス計画を見直し、町として地元金融機関との協調を図り、資金面での不安解消を主導すべきではないでしょうか。

②ニセコミライ街区では、UH0.20、等級7を標準としていることで建築コストが高額とならざるを得ないため、町民の取得が困難になっていると思います。今後の分譲、賃貸建物の全てをこの基準としないで、等級を下げた物件も混在させるように助言してみてもいいでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） 高木議員の質問にそれぞれお答えしてまいります。

まず1点目についてでございますが、株主総会での報告及びニセコまちによる今年5月7日における地域の方向けの事業説明会、あるいは5月21日においては議会議員の皆様へニセコまちのほうから説明をする場があったかと思えます。現時点において直ちにニセコまちの資金繰りに支障が生じるという状況ではないということは認識をしております。

なお、このニセコミライ事業については、住宅不足という長年の町の課題解消を一つの目的に取り組んでいるものでございます。現在第1工区が完成し、町内外からの需要に対し5棟41戸の住宅供給となっているというところです。今後も順次整備を計画しているというところですが、近年の経済状況、社会状況の変化などにより、金融機関からの新規の資金調達の壁のハードルがどんどん高くなっていると聞いております。このため、繰り返しですが、資金面で不安があるからではなく、資金調達のハードルをクリアし、かつ経営の安定性、また、議員御指摘の持続性を担保しながら地域住民向けに住宅供給を着実に進めるために、今回質問にある会員制プライベートレジデンスという方法も含め、事業手法の見直しを行っているというところでございます。

次に2点目についてです。ニセコミライ事業について、当時SDGs街区とも呼ばれておりましたが、国からSDGs未来都市の選定を受ける際に中核事業に本事業が位置づけられたというものでございます。この事業は地域の持続性を高めるために、単に住宅供給に限らず、環境負荷軽減対策、域外流出を抑え、地域に資産を残す域内経済循環の向上、住民自治による活発なコミュニティ活動の推進など、町がこれまで取り組んできたものを土台

としつつ、これらのさらなる前進に向けてチャレンジをしていく性格を有するものと認識をしております。さらに付け加えると、その成果はこの街区に限らず、町内のそのほかの地域あるいは社会全体へと波及をさせていくことを目指している事業となっております。

御質問の環境性能に関する技術的な基準についてでございますが、前述のニセコみらい事業の目的や使命に強く関係する部分と認識をしております。この基準については、ニセコ町の気象そのほかの条件において経済循環の機能があり、環境負荷を軽減させ、同時に健康被害を軽減させるものであると考えております。このことは室内環境を最大限に良質にすることができる建物性能を長期間に担保しつつ、現状の本町の他の分譲価格の実態よりも実質的には安く実施されており、これは従来これまで実証実験等から見いだしてきた実績でもあると受け止めております。

このようにニセコミライの取組については、決して高価で、いわゆる贅沢な住宅を供給することではなく、確かに物価高騰や原価の高騰によって高額になっている部分もございますが、日本においては近い将来スタンダードな住環境として受入れられるものであると認識をしております。このため、町として事業の方向性についての見直しや助言をしていくことについては、現時点では想定をしていないというところでございます。ただし町民や町外の交流人口に対し、既に5棟41戸の住宅供給も進んでいるというところを含め、今後は需要の多い賃貸住宅の建設を早めて、町からも町民が活用しやすい何らかの支援を検討していきたいと考えております。環境負荷が低減された高品質で耐久性の高い住宅を地域に多く早く提供できるように、今後も引き続きニセコまちに申入れとあわせて協議を行ってきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 1点目について再質問です。

ちょっと紹介したいと思います。会員制プライベートレジデンス計画というのは何か。これは今コマーシャルがホームページ上に出されておりますけれども、概要をちょっと紹介させていただきます。敷地面積1094.09、土地権利は一般定期借地権で供用開始日から50年間、建築面積は371.19平米、延べ床面積751.43平米。構造・階数、木造の3階建て、合金メッキ鋼板吹き、販売の代理と施設運営は株式会社ニセコまちですが、売主と広告主は別会社となっております。広さや回数で異なるつのタイプの物件を販売するもので、年間一口で10泊の会員権が取得できます。そのほか費用としては、この会員権分の費用と年会費、借地料、火災保険料、固定資産税、宿泊税が実費負担となっております。そのほか会員権を購入のときに償却保証金を預けることになっております。

3階部分のペントハウスと言われる部分は、年間の契約、会員権ですね、これが3,685万円。そのほかに年会費79万2,000円、宿泊料金1泊5万9,400円。以下、ランクが3つあります。これに年間一口10泊、但し書きがありまして、10泊のうち12月1日から3月31日の雪のシーズンは3泊に制限されています。なぜ私がこれを紹介するかというと、見直しを求める理由の一つとして、これが果たして富裕層にとって魅力的な物件と言えるのか。特

にこのニセコに来て、シーズン中3泊しかできない。3,000万以上4,000万近いお金を出して、これが事業として成り立つのか、非常に心配です。非常にリスクのある事業ではないかということが一つございます。広告見ますと「相互扶助の100年を現在の建築言語で継ぐ試みです」というような宣伝文句もあります。一定の裕福と思われる人が買うわけですけども、こういった宣伝文句が心に響いて、この物件がいいなというふうに本当に思うのでしょうか。私は非常に疑問です。理由の一つが、販売によって得た利益といいますか収益を、何のためかっていうと、賃貸住宅を建設するには1棟約2億円ぐらいかかるけれども、今お金がないんですっていうことをはっきり言ってるわけです。ニセコミライは今紹介したレジデンスを販売して、その販売額によって賃貸ができるんですということ、7日のときも繰り返して言っていましたよね。そういうことでいうと、本当に売れるものなのかっていうのは私はもう本当に疑わしく、この広告を見て感じました。そういうことで、一つは事業性に非常に疑問があると。

それと同時に私がもう一つ疑問なのは、先ほど町長からニセコミライ街区の目的について述べられましたが、その目的の中には含まれない物件だと私は思います。街区の中に宿泊税を取るような宿泊施設、しかも町民を相手にはしてないわけです。どこか都市の富裕層を相手にして、広告を打って売却しようということでありますけれども、私はそういった物件をこの街区の中に賃貸と並べて、賃貸の向かい側のエリア、確かに羊蹄山の眺望がいいところではありますが、そういうところ、街区の中につくってということに私はものすごく違和感を感じておりますし、当初の街区の目的からは逸脱してるものだと考えます。

私は一刻も早く町民が買い取ったり、あるいは借りたりする分譲の住宅や賃貸住宅を安定的に供給するということは、絶対に必要だと思っております。株式会社ニセコまちは資金面では困っていないかのような説明がありましたが、7日の説明では売上によってしかできないと。それであれば、町の役割は地元の金融機関に対して、この事業は町民のため、それから持続性可能性のある大事な仕事である、決してリスクが多い仕事ではないんだというプランを会社と一緒に、金融会社に長期安定した融資をしてくださいとお願いすべきだと思います。そして必ず融資を引き出すと。そのことが町の役割だと私は思っております。その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 企画環境課参事。

○企画環境課参事（川埜満寿夫君） 高木議員の質問に私のほうから御説明させていただければと思います。

まず会員制プライベートレジデンスの事業性というところでございます。こちらについてはニセコまちとしても、事業計画の見直しの中で様々マーケティングだとかをした上で、こういった事業の見直しをしたものと伺っております。例えばですが、ニセコミライ、ニセコまちの取組に対して賛同・協力したいのですが、今回は10日というところで長期間滞在することは難しいけど、もう少し短い期間であれば検討できるといったような声も伺った中で検討しているということは聞いております。あと売れなかった時のリスクは確かにゼ

ロにはできないことで、いろいろマーケティング調査をしても結果がどうなるかというところは、実際に販売してみないとわからないところではあるかと思います。ニセコまちとしてのリスク管理分散というところで申し上げますと、今回のプライベートレジデンス事業だけではなく、これまで3棟21戸完売している分譲住宅についても、引き続きニセコまちとして整備し販売していくという従来やってきたものも継続したうえで、今回のプライベートレジデンスと呼ばれる事業に取り組んでいるということがまず一つ。

もう一つは、高木議員からもありましたとおり、この事業についてはニセコまち単体ではなくて、従前から協力連携している事業者との協働事業という形で、それぞれ役割分担を定めて行っているところでございます。そういった部分でリスク分散を図っているものと考えてございます。あと、今回の共有性別荘とニセコまちでは呼んでいます、形態によってどうしても旅館業といいますか宿泊業を取得する必要があるということで、今回宿泊税がかかるというものとなってございます。しかし、いわゆるリゾート地で展開されているコンドミニアムのような形態ではないということは、改めてお伝えしたいと思っております。

今後、町として地域の金融機関と連携協力してというところはごもっともかなと思っておりますが、2018年からニセコミライの計画づくりをしており、その計画づくりの当初から地元金融機関3行の方々に協議会等に入っていただき、一緒に計画づくりを議論した経緯がございます。ですので、我々としては地域金融機関の方々にもニセコミライのプロジェクトの意義や方向性、そういったものを共有していただいているものと考えてございます。その上で、実際に金融機関からは、特に賃貸物件は通常の融資よりも長い期間で融資を受けられるというふうにも伺っております。これについては、まさに地元金融機関の方がニセコミライのプロジェクトを評価して、通常より長い貸付け期間を設定していただき、それによって賃貸物件の入居者が払う月々の家賃を低く抑えられている結果にもつながっているものと思っております。

ちょっと別の話になるかもしれませんが、そういった資金調達の円滑化というところで申しますと、今年5月に事業性融資促進法という法律が施行されております。この法律については、特に事業開始初期のニセコまちのような新しい会社の資金調達を円滑化するためにできたものでございます。従前の融資環境では資産を持っているとか、経営者保証がないとなかなか融資しづらいというような環境があったのですが、この法律では事業全体を評価するとか企業価値を評価するとか、企業の将来性を評価するということで、資金調達を円滑化できないかという趣旨の法律となっております。この法律による融資がニセコまちにすぐ適用されるかということは別として、社会全体として将来性のある、価値のある事業に対して資金を円滑に調達できるようにするという動きがありますので、今後ニセコまち、ニセコミライのプロジェクトを含めて、社会性公共性がある事業に地域の金融機関から資金がスムーズに提供されるようになることを期待しているというところでございます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3 番（高木直良君） UHの話に入る前に、トータルで私はこの街区に宿泊事業施設をあれてつくるのはふさわしくないということははっきり言っておきたいと思います。その上でUH値 0.20 という 7 級、最高級の建物、これは目的から合致するという町長のお話ですけども、一番重視すべきは適切な価格のものを住宅として提供する、それで町民が助かる、そこだと思っんですね。確かに 7 級の最高級のUHでエネルギーを消費しませんと言っても、買えなければ住めなければしょうがないんです。ですから、私は全部をそうするのではなく、一部見直しをして等級を 6 級 5 級ぐらいに下げた賃貸なりもつくっていいのではないかということ聞いたわけです。以上について答弁願います。

○議長（青羽雄士君） 川埜参事。

○企画環境課参事（川埜満寿夫君） 環境基準も含めたところについて、お答えさせていただければと思っております。まず、ニセコまちでの販売価格が高くなっているというところについては、御指摘のとおり住宅性能を高いものにしているということも確かにあるところかとは思っておりますが、近年そもそもの建築資材の高騰、人件費の高騰といったところの影響もあるのではないかと思っております。実際市場での販売価格等を見ても、ニセコミライに限らず、そのほかの戸建て住宅・分譲住宅においても価格が高くなっていて、残念ながら地域の方が取得したり入居しづらくなっている環境もあるのではないかと思っております。

御指摘のとおり、環境性能を少し抑えたら具体的にどれぐらい金額が安くなるかということは、いろんな建築条件、設計条件があるので定量化してお答えしづらいところではありますが、例えばの試算でお伝えできるものがあるとすれば、これまでニセコ町で環境負荷低減モデル集合住宅整備促進補助事業という町の補助事業がありまして、一定の住宅性能を持つ集合住宅に対して戸当たり 150 万円の補助をするという支援を設けたり、今年も行っていますが町の脱炭素再エネ推進事業補助においては、こちら新築の戸建て住宅に対して住宅性能が高いものについては戸当たり 150 万円を補助する制度がございます。一戸当たり 150 万というところを環境性能を高めるためにかかる経費として仮説しますと、家賃にすると大体 6,000 から 7,000 円ぐらいの軽減効果になると思っております。この家賃の低減効果が高いか低いかというのはいろいろ判断があるかと思いますが、仮に 6,000～7,000 円安くなってきたと同時に住宅の環境性能が下がりますので、暖房費がよりかかることになります。そういう点で考えると、実際に居住される方に環境性能を下げることで大きな経済的効果、経済性が発揮されるということについては言いがたいのではないかと考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） この際、議事の都合により、午後 1 時 15 分まで休憩します。

休憩 午後 12 時 13 分

再開 午後 13 時 10 分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、山本副町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 議長のお許しを得ましたので、先ほどの高木委員の最後の御質問について、補足をさせていただきたいと思います。答弁の担当者がこの事業に対するやる気と思いにあふれておりまして、貴重な高木委員の質問時間が少し短くなったということについては、結果として申し訳なかったということでお許しいただきたいと思います。それから、答弁の中で少しお答えしきれていない部分があったかと思いますが、その部分をちょっと付け足しで説明をさせていただきたいと存じます。

今回のニセコミライのレジデンスが、計画としてふさわしくないのではないかなというようにお話をいただいていたかと思いますが、このレジデンスに泊まれる方は、いわゆる宿泊税の該当にはなるものの、観光客というようなイメージの方々ではなく、町としては交流人口が増えるという捉え方をしてございます。計画当初からこのニセコミライについては、コミュニティ形成のための混住を促進するすとか多様性を重視していくというような考え方の中で進めておりますので、私どもとしては計画を逸脱しているとは捉えていないところでございます。

それから、レジデンスを売って賃貸に振り向ける手法ということについては、こちらもちよっと改めてということになりますが、お金がないということではなくて、分譲を売って賃貸に振り向けるという当初から用いている手法で、今回については交流人口を増やすレジデンスを売ってその分で賃貸を増やすという考え方でございます。

最後に、賃貸住宅を適切な価格で早くというところでございます。これは私どもも同じ思いでございまして、そのために町からの支援というものも今後検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青羽雄士君） それでは一般質問を続けます。

8番、木下裕三君。

○8番（木下裕三君） 通告に従いまして、1件質問いたします。

現在、ニセコ中学校の体育館2階通路に設置されている窓について、足元から開閉するタイプであるにもかかわらず窓に転落防止柵が設置されていません。学校現場においては児童生徒の安全を第一に考え、現在2階にあるドアを施錠し、立入りを制限するというリスク管理を行っています。

しかしながら、とりわけ夏季の部活動や大会時には熱中症対策として換気が不可欠であり、体育館内の室温を下げ、効果的な環境で行うためには、2階の高位置にある窓を開放し、空気の流れをつくるのが極めて有効と考えます。学校現場からも2階の窓を開けて適切な換気環境を整えるための安全に配慮した対策を講じてほしいという要望が、教育委員会に寄せられていると伺っています。

児童生徒の安全確保と熱中症予防を両立させるため、施設環境の早期改善が必要と考えますが、現在の要望への対応状況と今後の具体的な安全対策の見通しについて、教育長に伺います。

○議長（青羽雄士君） 加藤教育長。

○教育長（加藤紀孝君） ただいまの木下議員の御質問にお答えいたします。

教育委員会としましては、中学校体育館上部の通路、いわゆるキャットウォーク、この部分の立ち入りにつきましては、安全対策の面から基本的に生徒などに立ち入らせず、窓も開閉させないという前提であると認識をいたしております。議員御指摘のとおり、昨年学校から施設の安全対策に関して、今年度の予算要望がございました。しかし、具体の検討に至る内容ではなかったということから、教育委員会として精査した結果、残念ながら町へ予算要望は見送っているという経過でございます。このことに関しましては、委員会で検討・査定の段階でその意図を学校に伝えているということで承知をいたしております。

一方、熱中症予防としての換気については、学校において適切に取り組むよう、委員会としても指導をしているところでございます。現状では体育館両サイドの非常口を開放すると、ドアの部分ですね、全ての窓をあけるより効率は確かに下がりますけれども、一定の空気の入替えができます。この対応に加え、大型のファンも導入しております。現在学校として適切な換気に努めていただいているところと承知をしている現状です。

しかしながら、今後学校体育館において学校開放等の利用拡大するような場合、不特定多数の一般利用者の対応も考えなければならないということでございます。このことを含めまして、夏場の体育館の利用実態や窓をあけることの必要性、こういった管理の在り方など、まず現場である中学校の対応方針をしっかりと確認しながら、教育委員会として今後も対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 木下議員。

○8番（木下裕三君） 要望の対応状況は理解しました。実際に高校の体育館も現地確認させていただいたのですが、2階の全ての窓に内側からしっかり転落防止柵が施されておまして、中学校においても児童生徒の安全のために同様の措置が不可欠であると強く実感しました。一方で本格的な夏も来月再来月すぐピークに迎え、現場、特に体育館を利用している学校の先生や部活動の担当している人からも強くこの換気に関して、窓をどうにか開けられないかという要望に基づいて、学校側のほうも教育委員会に要望した次第だと聞いております。

そういうふうな意味では来月再来月暑さのピークを迎えるわけですが、この対策を先送りするにはちょっとリスクがあるかなと。子どもたちの健康管理の面からもリスクがあると考えてまして、僕もいろいろ調べたんですけど、その対策をするにあたって大きな予算等の措置が必要になってくる場合だともう間に合わない、来月再来月のは合わないのので、例えば一時的なものとして窓を10センチ程度、人が通れない幅ぐらいの窓を開放するストッ

パーとか一時的につけたり、比較的これは高コストですぐに設置できますので、そういった意味ではこういったものを設置して換気を確保することができるんじゃないかなと僕は考えております。こういったものを踏まえて、教育長のお考えをもう一度伺いたい。

○議長（青羽雄士君） 中川学校教育課長

○学校教育課長（中川博視君） 現地まで御確認いただきありがとうございます。現状、教頭先生と具体的に話しを始めています。どうするかという部分は学校の運営上のこともありますので、そこを含め話しながら、できるだけ対応していきたいというふうには考えてございます。

○議長（青羽雄士君） 木下議員。

○8 番（木下裕三君） 来月再来月に向けて急いでやるべきなんじゃないかなと質問したつもりではいるんですけど、その件に関して答弁をお願いします。

○議長（青羽雄士君） 中川課長。

○学校教育課長（中川博視君） 早急にというのも分かっていますが、学校とまだきちっと話しをし切れていない部分もあるので、そこを学校のほうで大丈夫だよ、早めにやれる、こういう形ならやれるとなれば、早急にできるものであれば早急に対応はしていきたいと考えてます。

○議長（青羽雄士君） 木下議員。

○8 番（木下裕三君） すいません、ちょっと確認なんですけども、そうすると学校サイドから、例えばこういうふうにしたいという要望があれば、それに関して教育委員会のほうでも何らかの対応をして、すぐに措置をするという理解でよろしいでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 中川課長。

○学校教育課長（中川博視君） 学校側、例えば部活動で言えば、開けっ放しにするとボールが出てしまうという話も逆に聞かされています。学校の運営上、部活動や体育の授業等の部分で、そういう対応にならないようなやり方があるのであれば、予算の関係もありますが、できるだけ応えていきたいと考えております。

○議長（青羽雄士君） 加藤教育長。

○教育長（加藤紀孝君） 木下議員御指摘のとおり、学校から具体的な要望が上がってくれば、それに応じてきちっと対応していきたいと。基本的に現場を管理していただくのはやはり学校になりますので、今学校教育課長から申し上げたとおり、学校の運営上支障とならないような範囲で、その安全対策というところは適切に学校と協議をして進めていきたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） 7 番、斉藤うめ子君。

○7 番（斉藤うめ子君） 緑の党グリーンジャパンの斉藤うめ子です。3 件質問させていただきます。

1 件目、高齢者の聞こえのフレイル対策を。どなたも 40 歳を過ぎるあたりから徐々に聴力が低下し始めると言われています。高齢者の難聴、加齢性難聴の割合は年齢とともに急増

し、65 歳から 74 歳では約 3 人に 1 人、75 歳以上の後期高齢者では約半数から 7 割以上、8 割が難聴該当すると言われています。加齢性難聴の早期発見と適切な治療を行うことの重要性が指摘されています。

ニセコ町では近年、介護予防のための様々な運動教室が定期的に行われていますが、そこでも人との交流を続けるために、聞き取り機能の対策について取り組むことが重要と思います。ニセコ町は聞こえのフレイル対策をどのように取り組まれているか、町長に伺います。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの斉藤議員の御質問にお答えしてまいります。

加齢に伴う難聴、いわゆる聞こえフレイルでございますが、高齢者の生活の質に大きな影響を与える重要な課題であると認識をしております。聞こえの低下は単なる聴覚機能の問題にとどまらず、コミュニケーション機会が減少し、社会的孤立や脳機能の低下による認知症発症リスクの上昇、心理的影響による鬱病の発症など、連鎖的な健康被害をもたらすものと認識をしております。

一方、加齢による難聴を完全に防ぐことは困難ではございますが、進行を遅らせるための生活習慣病の予防や適切な健康管理、内耳への酸素供給にもよい影響を与える適度な有酸素運動の推奨など、広報や相談指導、健康運動教室などを実施をしている次第です。また、令和 8 年 2 月 1 日発行の地域包括支援センターだよりで、加齢性難聴の紹介と早期発見、早期受診のための耳の健康セルフチェックも掲載をしているところです。

今後も町民の皆様の健康維持増進のための様々な事業を実施してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7 番（斉藤うめ子君） 再質問させていただきます。

ニセコ町の老人会のことですが、年々会員は減少して、4 月現在で総勢約 60 名になっています。全老人に対して 4～5%の会員なんですけれども、新しい入会者がいないので年々高齢化が進む一方になっています。私がかつて所属していた老人会では平均年齢が 80 歳以上で、これだと難聴者率は 80%にもなります。町は寿大学・老人会の入会者、参加者を少しでも増やすために、今年から参加者にお弁当を出す予算を 22 万円計上しました。しかしながら、この減少の一番の原因は高齢者の聞こえのフレイルではないかと思っています。参加してもよく聞こえないとコミュニケーションが成り立たないことです。ただ黙々とお弁当を食べるだけでは、かえって寂しい気持ちになるのではないかと思います。また、お弁当を持ち帰る人が多いように思います。夕食にいただくという方もいます。

難聴は一種の病気であり、加齢に伴う病気であり、ほかの病気と同様に早期発見、早期治療に改善が見られたり、進行を遅らせることもできます。個人差はありますが、当初の質問で申し上げたように、日本老年医学会などの統計によると、年代別の難聴、ここでは有病というふうに取り上げていますけれども、WHO 基準の 26 デシベル以上の聞こえにくさの有

病率は、先ほど申し上げましたけれども、60代後半になると男女合わせて平均36%、70代の前半では46%、後期高齢者になる70代後半になると70%、80歳以上ではほぼほぼ80%近くになっています。男女では女性よりも男性のほうが1.1倍から1.5倍ぐらい難聴率が高くなっています。

先月ですけれども、高齢者のお宅に資料をお渡しするために会員宅を一軒一軒訪ねて歩きました。そうしましたら、なかなか皆さん聞こえないんですね。すぐ目の前にいるんですけども、チャイムを鳴らしては駄目で、玄関を開けて上がり段のところにいらっしゃって、目で見ると分かると思うんですけども、ちょっと背を向けてるともう気がつかないんです。本当に2、3メートルの距離です。また、玄関に入ってすぐそばにいる方、玄関の横の部屋にいらっしゃることは分かってるんですけども、いくら押しても声をかけても駄目なんですね。それですから、家族の方が夕方に戻って来られるのを待って、そして部屋に入って迎えに行ってもらって、そしてお話することができたんですけども、それもマスクを外して耳元にもう口をつけるようにして話して、やっとコミュニケーションがとれました。エネルギーも大変かかります。この現実にしっかり目を向けた対策を考えることが必要じゃないかなと思っています。お弁当で参加者を増やそうという、私にとっては姑息な手段ではなくて、もっと根本的な問題、深刻な難聴の問題に目を向けるべきではないかなと思っています。

先ほど町長もおっしゃったように、認知症になる最も大きな危険因子は難聴であるという事は報告されています。聴力の低下は危険を察知する能力が低下し、交通事故や転倒、災害時の逃げ遅れなど生死を左右するリスクも増加します。この現状に対して、今後もう少し具体的な対策を、町長に伺いたいと思います。

もう一つなんですけれども、先日これを伺う前に、京極町に難聴の会っていうのがあることが分かり、5月13日にそこに参加しました。そうしましたら、参加者はスタッフ含めて8名で6名が難聴の関係、私も含めてなんですけれども、参加しました。その中の2名は身体障害者手帳を持っていらっしゃる本当に聞こえない方だったんですけども、会話が非常にスムーズに行きました。なぜかなと思ったんですけども、何とデスクに大きいスクリーンがあって、喋ったことを瞬間に文字にしてるんですね。ですから、本当に聞こえない方でも自然と会話ができて、私はちょっと驚いたんですけども、お金はかかるかもしれませんがそういうのがあるんだなって分かりました。

いろんな工夫があるかと思うんですけども、町長、具体的にこれからの取組ですね、ニセコ町は現在高齢者率28.3%、やっぱり少しずつ上昇してます。それに伴い難聴の方も増えてくるわけですから、これはもうどうしようもないことなので、具体的な対策などをぜひ町長にお聞かせいただきたいなと思ってます。

○議長（青羽雄士君） 富永課長。

○保健福祉課長（富永匡君） 斉藤議員の再質問にお答えをしたいと思います。

今具体的に議員のほうから出てきたものに対して、もちろんいろんな手法があると思う

ので、今ここで何をするというのは答えられないんですけども、スクリーンに字が写ってスムーズな意思疎通ができるものですか、例えばもし補聴器的なものを買うならば助成をするというところも検討していかなければならないと思っています。先日、道のほうから7年度に調査がありまして、令和8年4月現在、道内で補聴器の助成をやっている市町村自治体の調査結果が来たのですが、今北海道内では54自治体で補聴器購入に対しての助成をやっているという回答がありました。うち後志管内では黒松内町・蘭越町・留寿都村・共和町・赤井川村が実施をしています。

議員御承知と思いますが、補聴器の助成に関しましては国のほうで何ら制度を設けておらず、平成4年に「加齢性の難聴者への公的支援を求める意見書案」提出時に議会のほうでも御議論いただいております。対象者の定義や身体障害者認定基準との整合性をどうとるかとか、補聴器助成額の基準設定、医学的根拠等、新設・認定の基準を誰が判定するのかなど、また、町民のニーズの把握などを制度設計するにあたっては、様々な基準の検討が必要になってくるとしています。

また、購入後の補聴器の使用実態ということでは、助成事業がなく自分で買っても使いづらいということで、結局使わなくなるケースもあるというのは聞いております。補聴器をつけたことよっての効果等の検証をする体制の確立ですとか、体制の拡充が必要になると考えておりますので、今後国や道の助成制度の創設の動向ですとか近隣町村の状況を踏まえて、助成制度創設に向けての検討してまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） 斉藤議員からのご質問の中で、老人会の昼食についての話がございました。昼食で参加者の数をということでございましたが、私も実際に参加をさせていただいたところ、会の皆様からぜひそうした昼食代をつけてもらいたいんだということは、かねてから要望をいただいていたところでございます。決して食事で釣ろうというような趣旨で今回予算をつけたということではなく、恐らくですけどもコロナもあつてなかなか交流機会も減っている中、そうした機会があればまた新しい挑戦ができるということで、私どももできる範囲ということで、今回そのような査定をさせていただいたところでございます。一点この点について私から補足いたしました。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○生涯学習課長（淵野伸隆君） ただいまの斉藤議員からの御質問、町長へあてたものですが、けれども、若干教育委員会で実施している寿大学の関係に触れていらっしゃるんで、私からも少し補足で伝えさせていただきたいと思います。

お弁当を出して学生を集めているというところで、お弁当だけを目的にと言ったらちょっと失礼かもしれませんが、お弁当ももらえるということで参加している学生さんもいらっしゃるかもしれません。ただ、それ以上の効果があると思っております、お年寄りの人が孤立をしないで学びに来ていただいて、しっかりほかのお年寄りの方と交流するで

すとか、寿大学・老人クラブの皆さんの御協力もいただいて、お年寄りの皆さんで声かけをしながら参加者の集約もしております。そういった声かけですとかお弁当を出すこと以上に効果があるという思いを持って予算措置をさせていただいた内容ですので、その点御理解いただきたいと思います。

また、あわせて健康問題についても、寿大学の中でも大変重要なテーマと学生の皆さんも考えております。これまでに厚生病院の方を招いた健康の講座ですとか役場の保健師のフレイル予防の話ですとか、そういったことも実施してきておりますので、そういった観点で寿大学を行っているというところをあわせてお知らせしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7 番（斉藤うめ子君） 再々質問に行く前にですね、淵野課長のお話の中でお弁当出す以上のいろんな効果を期待してるっていうか見られるということですけども、私はやっぱりそこでも聞こえの問題ですね、それをかなり感じます。席がちょっと離れてくると、やっぱり聞きづらいんですね。何をするのももう少し聞こえやすく、耳の対策をとることが非常に大事じゃないかなと思っております。

それで、すいません、再々質問させていただきます。先ほど富永課長からの説明とちょっとかぶるところがありますが、私は本当に高齢で訴えたいことは、日本国内の聞こえづらさを持っている人は約 1,400 万人。人口の 11.3%いると調査が出ています。そのうち補聴器所有者は 200 万人で、7 人に 1 人、15%という状況です。先ほどおっしゃっていましたが、補聴器が使いづらいとかでみんなが使ってるわけじゃなくて、持っているけれども使っていないという方もそれなりにいらっしゃるの、もっと少ないと思われます。補聴器の値段ですが様々あります。いろんなチラシだとかもうちにも入ってくるんですけども、1 週間に 1 回以上はこういうチラシが道新に入ってきます。精度の良いものは片耳でも 20 万以上 50 万ぐらいと高額です。

北海道は 54 自治体が自治体独自で助成してるっていうお話だったのですが、全国で今約 390 の自治体が身体障害者手帳の交付対象外となる加齢性難聴の高齢者に向けて、補聴器購入費用の助成制度を設けていますということなんです。これですね、私が 2022 年に意見書案を提出したときは 100 ぐらいだったんですね。今それから 4 年ぐらい経って 390、4 年って言ってもこのデータは去年あたりのですからね、もうすごい勢いで各自治体が補助金制度を設けているということなんです。ですからひょっとしたら 400 超えてるんじゃないかなと思ってます。

私は 2022 年 9 月定例会で、「加齢性難聴者の補聴器購入への公的支援を求める意見書案」を提出しました。しかしながらこの意見書は否決されました。これは厚生労働省のホームページで、加齢性難聴への公的支援を求める意見書を全国の自治体に提出してもらうために、意見書のひな形まで用意しております。私の意見書案は全く私自身のオリジナルなものではなくて、この厚生労働省のひな形をもとに作成して提出しました。つまり厚生労働省という国の機関が全国に呼びかけているわけです。意見書を提出するように。

そして、いろいろ調べて分かったのですが、前の石破首相のとき厚生労働大臣だった福岡資麿さんという方がいらっしゃいますが、2024年から2025年まで厚生労働大臣を務められました。その方はまだ54歳という年齢なんですけども、耳の聞こえのいろんな問題を抱えておられて、自分も補聴器をつけている、聞こえがよくなることで環境が変わることは認識している、難聴者が充実した生活を送れることは重要だとお話しされていることが調べたら出てきました。その話の背景には、要するに今の自治体の取組、各自治体が補助金を出しているという取組がもっと広がってくれば、国としてもやらざるを得ないだろうということを答弁してるわけです。ですから今申し上げたように、国も国民から、各自治体から声が上がっていけば、国も動かざるを得ないということをはっきりおっしゃってるわけです。それほどこの難聴の問題は大きい問題だということなんです。

白内障の問題も前回申し上げていますが、白内障の手術は1992年から保険適用となり、今は手軽にできるようになりましたけれども、その前はやはり補聴器と同じように非常に高額の手術代がかかりました。高齢になると70代で80%の方がかかっていると言われてます。私も白内障のことは言われてますけれども、今すぐ手術の必要はないでしょうということで、その時期が来たらしなければならぬと思っています。ですから、この白内障の公的な補助のように国において制度設計が進められるためにはやっぱり意見書を出すとか、ニセコ町も補助金をスタートさせるとか、そういう自治体が増えてくれば国も動かざるを得ないと、私は本当にそう思っています。

先日、厚生病院に行ってきましたら、高齢者で耳の聞こえない患者さんなんですけど、男性の看護師さんがものすごい大きな声で叫んでるんですね。本当にちょっとびっくりしたんですけれども、こういう病院もですけども、私が今お聞きしたいのは、ニセコ町役場では耳の聞こえない方の窓口対応はどうしているのかということなんです。すみません、その前に私は役場職員の皆さんにもこの難聴の問題というのをよく認識していただき、町民の方にももっとこの問題をしっかりと周知していただきたいと思っています。本人は案外と気が付かない、年を取っているからちょっと聞こえづらいわと軽く思っている方もまだいらっしゃるんですね。でもこれは命に関わる重要な問題でもあるということを、やっぱり皆さんに認識していただくことが非常に大事だと思っています。調べていったら、結構な自治体で補聴器が、多くはないと思いますが、数もちょっと私は把握できなかったんですけども、目だと老眼鏡があるように、こんなものが置かれているっていうのを結構見かけたんですね。それを設置すると普通にかなり楽になります。ですから、役場での窓口対応は今どのようにされているのか、また、そういうことに関して今後のお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 富永課長。

○保健福祉課長（富永匡君） 斉藤議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

まず今、国の制度の創設に向けてというところはまだ動きがないのですが、さっき紹介しました北海道のほうでここ何年間か、私が知っている中では2年間しか知らないですけど

も、「加齢性難聴に対する今後の取組の参考としたいので実態調査をします」ということで来ているので、道のほうでも何らかの動き、そういうのを考えていると思っています。もちろん各基礎自治体のほうで増えていけば道のほうが動いて、道が動けば今度は都道府県、国へと動いていく流れにはなると思っています。それと意見書案に関しては、令和4年のときはまた状況が違うと思いますので、その際は十分な御議論をされた中での話だと思っています。

それから、ニセコ町役場の窓口での対応について、窓口のある課の代表として喋りますけれども、実際対策は特にはないです。大きな声で喋る、目を見て喋る、それで伝わらなかったら筆談するというような状況になっています。先ほど議員がおっしゃったとおり、もし何らかの機械ですとか文字起こしするディスプレイなどの導入が可能ならば考えたいと思っています。それから、先ほど紹介したセルフチェックということで、今年の包括支援センターだより2月号の中にこういう項目あってこれにチェックがつくと気をつけなさい、受診をお勧めしますといったようなことがあるので、これはもちろん役場職員でも使えますし、もし必要だというならばお渡しします。私ももう60近くなってきたのでそろそろかなと思っていますが、いずれにしてもまず自分でチェックをして早めの受診をして、少しでも遅らせるということが大切じゃないかなと思っています。

その中で助成を考えていく必要があるのですが、ただ購入金額も結構ばらばらですし、各自治体でもばらばらなので、実際国のほうがきちっと決めてくれて補助金をもらうなり負担金でもらうなりということとやってくれると、うちとしても制度設計しやすいかなと思っています。先ほどの回答でもちょっと言ったんですけども、国や道の制度の創設の動向を踏まえて、町のほうでもいろいろと検討していきたいと考えています。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 私のほうからもちょっと追加というか、繰り返しになってしまうかもしれませんが、各町村で実施してる内容もよく聞きながら検討してまいりたいと思います。ただ、担当課長や斉藤議員のほうからもお話があったように、実際に補助して購入されてもやはり何か使いづらくて使わないという数も少なからずあるようですので、本当に単純に補助するのがいいことなのかということも含め検討させていただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員、次の質問に移ってください。

○7番（斉藤うめ子君） はい、2件目に行きます。

子ども議会に高校生の参加を。2019年から2025年の過去7年間の子ども議会における小中高生の参加数は、小学生62人に対して中学生7人、高校生3人と少ない状況です。子ども議会により多くの高校生、中学生が参加することはまちづくりへの関心を深め、新たな町の課題をそれぞれの年齢に応じた視点で模索し、意見を反映させる格好な機会になると思います。

高校生は選挙権を持つ生徒もあり、主権者としての自覚や自らの意見を表明する機会として、子ども議会は極めて重要です。議会の役割や行政の仕組みを身近に感じることで社会への関心を一層深める貴重な機会になると考えます。高校生の子ども議会への参加を推進するため、教育委員会としてどのような取組を検討されているのか、教育長の考えを伺います。

○議長（青羽雄士君） 加藤教育長。

○教育長（加藤紀孝君） それではただいまの斉藤議員の御質問にお答えします。

子ども議会はニセコ町まちづくり基本条例第 11 条の規定「それぞれの年齢にふさわしいまちづくりへの参加」に基づいて、具体的な町の制度として位置づけている取組の一つでございます。これまで条例が施行されてきた平成 13 年から今年度まで長年にわたって毎年開催されておりまして、今年は 8 月に開催する予定となっております。現在子ども議会は教育委員会がその事務を担当し、参加者は学校を通じて募集していますが、その対象は基本的には現在小中学生としております。ニセコ高校生も対象にした年がありますが、中学生の参加が少なくなったことへの対応として特別に声かけをして参加を促したという経過がございます。

高校生を対象としない理由は、小学生と高校生では知識の差知識の量の差が大きくなるため、子ども議会として一緒に活動するのではなく、高校生独自で主権者としての成長につながるような取組を進めていくべきと、教育委員会としては考えているためでございます。実際現在ニセコ高校で取り組んでいただいておりますが、授業において公民科を中心に主権者教育を実施しております。

このようなことから、議員御質問の高校生の子ども議会への参加については、教育委員会としては現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7 番（斉藤うめ子君） 答弁いただきましたけれども、もともこの基本条例ができたときは子ども議会というのは小中学生に限られていたようなんですね。それが 2020 年からですか、令和 2 年から高校生も対象に、参加を呼びかけたという経緯があると聞いています。ですから、過去においてそれがスタートしてから 3 人しか出てません。

教育長もおっしゃっているように、小中をひとくくりにしてますけれどもね、中学生と小学生とではかなりまた違ってくるんじゃないかなと思ってます。繰り返しになりますけど、まちづくり基本条例の中でそれぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利というふうにあるんですね。それぞれの年齢にふさわしいというと、小学生と中学生と高校生、かなり知識量も違ってきます。どうしても小学生主体の子ども議会では、子どもの遊び場とか、特にちびっこ広場に関する質問がこれまでもかなり、8 件から 10 件ほど出てます。来年からオープンするちびっこ広場の遊水施設も子ども議会の要望から実現したと聞いております。それからもう一つですね、去年の子ども議会で小学生から出された「町内にゴミ箱を置

きたい」という質問に対して、町民センターにごみ箱が設置されていました。

ですから、小学生が一般質問で上げた意見や要望というのは、それなりに実現されているわけですが、今、教育長もおっしゃいましたけど、高校生には独自に主権者教育の場を設けるというお話だったと思うんですけれども、私が伺いたいのはですね、小学生が子ども議会で発言して、それを公の場として取上げられると同じように、高校生のためのそれに相当するものをちゃんと町で取上げてもらう機会が保障されているのかどうか、そこをお聞きしたいと思ってます。別個についておっしゃったので、別個はいいんですけれどもね、小学生対象の子ども議会のような権利を高校生も持つことができるのか、まちづくりに反映させることができるものになるのか、その辺りをちょっとお聞きしたいと思ってます。

○議長（青羽雄士君） こども未来課長。

○こども未来課長（樋口範幸君） 高校生についても権利を保障しているのかという御質問かと思いますが、こちらのほうは当然権利を保障しているというふうに考えています。ただ子ども議会という形では行っていないということで、教育長の答弁にもありましたとおり、高校では公民の授業で行っていますので、課題研究ですとか総合的な探究の時間ですとかホームルーム活動ですとか、公共的な事柄に自ら参画するような取組っているのを行っているほか、起業家教育なんかでも特に地域の課題をテーマとして、その課題解決を主体的に行っていくということは、まさに主権者教育と言ってもいいのではないかと考えてます。教育委員会ではやはり主権者教育というのを重く捉えておりまして、子ども議会はその一つの形であると認識しております。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 今ここの答弁、実はですね、2年前の2024年に子ども議会のことについて質問したときの答弁とほぼ同じなんですけれども、これ後に学校改革の取組とかそういうことに、今度新しく高校がニセコ国際高校としてスタートして、そして学校改革の取組とかそういうものを具体的に、もう一度ちょっと伺いたいんですけど。繰り返しますが、子ども議会での要望とか意見とか改革とかそういうことに対して、これまでもされてきたと伺ったんですけども、それが具体的に反映されているその例を教えてくださいと思います。主権者教育は10代20代の方の初めての選挙の投票率も非常につながってきますのでね。10代20代の投票率はほかの年代よりも低いと言われてますので、非常に大事な教育だと思ってます。ですから、具体的な実践的な事例があれば、もう少し詳しく教えてくださいと思います。

○議長（青羽雄士君） 樋口課長。

○こども未来課長（樋口範幸君） ただいまの再質問にお答えしたいと思います。

ちょっと高校生に限って質問を抽出してそれが実現してるかどうかというのは、集計を取ってなくて申し訳ないんですが押さえておりません。全体としてはすぐ実現できる、例えばごみ箱のような事例っていうのは、実はちょっと少なめ、半分以下になるのかなと考えてます。ただ、できない理由を知るっていうのも子どもにとって勉強なのかなというところ

もありますので、そこら辺は正直に伝わる言葉を探して、子ども議会の中で答弁しているというかたちになっています。

高校につきましては少し違うのかもしれませんが、子ども議会が希望者しか参加していないということに対して、高校では授業で全員にやっているという意味ではより効果が上がっているのではないかと認識しております。個別に高校のほうからこういう要望が上がってきて実現できないかという話があれば、当然町としては前向きに取り組んでいきたいと思っていますし、高校ではいろんな方面で取組を進めていますので、取りあえず教育委員会、私の部署としては後方支援をしていくのが仕事なのかなと思っています。

○議長（青羽雄士君） 次の質問に移ってください。

○7番（斉藤うめ子君） はい、では3件目に入ります。

中学生も自由服で登校を。多様性とシビックプライドを重視し、独自の教育方針を掲げるニセコ国際高等学校は、数年間にわたり段階的な試行期間を得て、今年から自由服に変わりました。普段の通学は個性を尊重し自由服を着用、入学式や卒業式、学校行事などでは今のブレザーを各自で用意して着用するというスタイルは、主体性とTPO、時間・場所・場合のバランスがとれたすばらしい取組だと思います。ニセコ町という国際的で多様性に富んだ地域の特性にも非常にマッチした先進的な変化だと思います。

制服から自由服を導入する公立高校が増えてきていますが、全国的にもまだ多くはありません。しかしながら、ニセコ国際高校のように中学校も自由服にすることについて、教育長の見解を伺います。

○議長（青羽雄士君） 加藤教育長。

○教育長（加藤紀孝君） ただいまの斉藤議員の御質問にお答えいたします。

中学校での服装に関しましては、現状で生徒会や保護者から学校への提案はありません。また、学校から教育委員会へも同様の提案は受けておりません。以上のことから、教育委員会として中学校の制服や服装自由化するといったことは現在考えておりません。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 教育長の答弁では、保護者とか生徒から何も意見がないから取上げてないということだったと思うんですけれども、やっぱりこういう高校の例も含めて、こういう問題について中学生が制服と自由服についての討論をしてみたいはかがかな、ディベートをしてみたいはかがかなと思います。その際に制服派と自由服派に分かれて討論することに対しての教育長の見解を伺いたいと思います。

それですね、その際に制服の継続か自由服かという議論は、全国の多くの自治体や学校でも現在進行形で議論されている複雑なテーマだと言われています。この問題には双方の立場にそれぞれ異なる背景やメリット・デメリットが存在すると思います。ですから、そこをPTAの保護者の方々も参加していただき、徹底的に意見を述べ合うことがまさしく生きた教育にもつながるのではないかと思います。教育長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 中川課長。

○学校教育課長（中川博視君） 斉藤議員の御質問にお答えいたします。

ディベートしてみたらどうかということに関しましては、学校の運営状況の関係もありますので、一概に教育委員会としてどうだという形は今のところ言えないと思います。ただ、私の個人的な感想では、4月に1年生が体育館にいたんですけども、新しい制服を着たんだというのを見ると、一概に自由化すればというのはどうなのかなという気は正直なところではあります。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 先ほども述べたように、自由服だからってどこもここも自由服っていうわけじゃなくて、それぞれの行事ですね、全道大会とかそういう時は皆さんユニフォームを統一したりするとか、いろんな選択肢を設けてもいいんじゃないかなと思っています。

ですから、そういうことに対して、やはり問題を提起するというか、そういうことも中学生から保護者から何も言っていないからそのままそれでいいんじゃないかじゃなくて、今ニセコ町がこういう状況なんだけれども、これについてどう思うかという問題提起をすることも大事じゃないかなと思っています。

小学生までは自由服で、それで今高校が自由服になって、その間の中学生3年間というのは子どもたちも非常に成長する変化のあるときです。そこに学生服とセーラー服が入っているわけなんですけども、何となくもう少し自由な風景があってもおかしくないんじゃないかなって、外から見てて感じます。それに生徒たちも気がつくというか、そういう問題提起も必要じゃないかな。

このニセコ町にふさわしい子どもたちの生き方、制服も一つの選択、セレクトですから、それを考えるきっかけをつくることも大事じゃないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 加藤教育長。

○教育長（加藤紀孝君） 全て先ほど答弁したとおりであります。

教育委員会として、現在学校からの提案が何もない中でああしてこうしてというのは、まずないと考えております。したがって、教育委員会としては現在制服自由化については必要性は感じておりません。引き続き、学校の運営はしっかり見守っていきたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） この際、議事の都合により、午後2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時22分

○議長（青羽雄士君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

5番、高井裕子君。

○5番（高井裕子君） はい、通告に従いまして、2問質問させていただきます。

1つ目、包括連携協定を結ぶことについて。先日、ニセコ町と中央バスとが包括連携協定を結んだと新聞報道で拝見しました。協定に基づき、①持続可能なまちづくり、②観光振興を通じた活性化、③交通やインフラ整備、④スキーなどの町民スポーツ活動など、両者が連携をすることになっておりますが、具体的に協定を結ぶことにより、こういった影響や効果を期待していますか。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの高井議員の御質問にお答えいたします。

まず、ニセコ町と北海道中央バス株式会社は、議員の御発言のとおり、本年6月2日に包括連携協定を締結した次第です。中央バスは昭和47年にニセコアンヌプリ国際スキー場を開設して以来、本町の観光や交通の中核を担ってきた企業です。また、グループ会社のニセコバスが町内に本社を置き、本町と極めて深い関係にあります。今回の協定はこうした既存の関係をさらに強化をし、両者の支援や取組を活用して、持続可能なまちづくりと地域振興に寄与することを目的としております。

また、協定に基づき期待される効果につきましては、次のとおり想定しているところであります。1つ目に、観光振興を通じた町内の活性化について。中央バスが保有する観光関連事業のノウハウや経営資源を生かした連携により、観光産業の振興等、町内経済のますますの活性化を期待しております。2つ目に、交通やインフラ整備についてでございますが、中央バスの交通事業における知見や技術を生かした連携において、将来の交通ネットワークの充実が期待できると見込んでおります。また、スキーなど町民のスポーツ活動については、ニセコアンヌプリ国際スキー場が町民にとって重要なスポーツレクリエーション施設であり、本協定により町民向けの利用促進施策やスポーツイベントなどを通して、町民のますますの健康増進と地域コミュニティーの活性化を期待しております。これらの連携により、観光振興に伴う新たな雇用機会の創出であるとか、観光客増加による関連産業や地域への経済効果、また、交通利便性の向上による町民の生活の質の向上など、持続可能なまちづくりが推進されるものと期待しているものであります。

以上のとおり、本協定は観光連携にとどまらず、交通やスポーツ、地域経済などまちづくり全般にわたる広い枠組みの連携により、地域振興を推進していくものと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 高井議員。

○5番（高井裕子君） 再質問させていただきます。

今回の報道を受けて、かなりポジティブに感じている方も非常に多いのではないかなと思っております。やはりニセコ町はスノーリゾートでもありますし、ウィンタースポーツにお楽しみにしている方がお子様だけではなく、大人にまたがり、多岐にわたり期待されているのではないかなと感じております。ただ、ニセコ町内には中央バスさん以外にもスキー場を経営されている事業者さんがいらっしゃると思いますが、今回やはり中央バスさんと連携をされたということなんですが、他社との連携の御検討はあるのでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 結論から申し上げますと、現状で他社との連携という想定といたしますか、予定はございません。ただ、これについてはほかとは連携しないんだなどというその後ろ向きなつもりは一切ございません。機会があれば、ぜひまたそのような機会を設けて連携していくということについては、全くやぶさかではないかなと考えております。

○議長（青羽雄士君） 高井議員。

○5番（高井裕子君） 今回包括連携協定を結んだことによって、実は包括連携協定とは過去にもたくさんいろんな企業さんですとか学校などと結ばれてるかと思うんですけど、握手をしている新聞記事とかを見て、きっとこれから何かアクションが起きるんだろうなということは想像できてすごく明るいお話なんですけれども、過去に今までその連携協定を結んで、結論どういうことが起きたのかという事例がもしいくつかありましたら教えていただけると幸いです。

○議長（青羽雄士君） この際、暫時休憩いたします。

暫時休憩 午後2時27分

再開 午後2時30分

○議長（青羽雄士君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副町長。

○副町長（山本契太君） 連携協定をたくさん結んでいるので、五月雨式になるかもしれませんが各担当のほうからお話させていただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 川埜参事。

○企画環境課参事（川埜満寿夫君） まずもって先ほどの答弁、大変失礼いたしました。

連携協定について、私が携わったものをお伝えさせていただければと思います。まず、地域の人材不足・担い手不足対策ということで、倶知安町と連携をしましてスポットワークサービス、隙間バイトと呼ばれてる業態ですが、タイミーさんと3者で包括連携協定を結び、地域住民向けの説明会、あと具体的に観光事業者の人手不足対策ということでハウスキーピング、清掃に係る講習会などを連携してやっております。連携協定の効果としてですね、タイミー、スポットワークサービスを活用する町内の事業者数が3倍になったり、町民の登録者数もすごく増えているというようなことは結果として聞いているところです。

あともう1点、これは倶知安町と蘭越町とでニセコ観光圏の取組ということで結んだものですが、日産自動車とその販売店さんとで電気自動車EVの活用について包括連携協定を結んでおりまして、こちらは次世代に向けてEVの普及促進というところもありますが、電気自動車については災害時に電力供給ができるということで、防災面でも包括連携協定の項目に入れさせていただいております。仮にこのエリアで停電が起きたとしても、日産自動車系列の販売店からEVが来て、地域の住民向けに電力供給が可能になると、そういった

枠組みもその協定の中でうたっているものでございます。

○議長（青羽雄士君） 阿南参事。

○企画環境課参事（阿南孝宏君） 私からも1件、追加で入れさせていただきます。

昨年2025年4月30日、MSY社という「Ghost of Yōtei プレイステーションV」のゲームソフトの商品開発のライセンスを持っている企業と包括連携協定を結んでおります。協定の内容としては、ニセコ町の資源を活用して、ゲームコミュニティやゲームそのもののITを活用しながら、地域の活性化につながるような取組を行うというざっくりと言うとそういう内容です。高井議員も御存じかもしれないんですけども、具体的には町内の事業者さんとコラボ商品を開発して、これからまだ発売を控えているんですけども、この中で、それから地域、それから場合によってはMSYさんのチャンネルも使って日本全国で発売していく、この地域にお金が落ちていくような仕組みをつくっていくというところで、今協議をしているところです。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） 企画が所管ということではないんですけども、水資源に関する自治体間の包括連携については、全国水資源保全協議会の中で自治体間の災害とかあった場合には、それぞれの自治体で積極的に支援をするといったような包括連携もあるほか、あるいは今私が思いつくところとしては、金融機関、北海道銀行さん、あるいは北洋銀行さんとも包括連携を結んでおまして、これらについてもいろいろな金融に関する相談、あるいは地域経済の相談などもできるような体制が整えられてるというようなところでの包括連携というのはあるかと思います。多分数にすると、町全体としては10ではなく20、30という数字があるかと思いますが、それぞれの個別の包括連携につきましてはお時間をいただけたら整理できるかなと。この場ではこのような回答になってしまいます。すみません。

○議長（青羽雄士君） 教育長。

○教育長（加藤紀孝君） では教育分野について、私から。教育分野も例外ではございまして、ニセコ町教育委員会として様々なところと連携をしております。その代表的なものを一つ挙げさせていただきますと、マレーシアのYTLグループですね、こちらの企業とニセコ高校において連携協定を結んでおります。これ、かなり経つと思います。それに基づいて、4年生に進級した高校生の現地の受入れ、観光人材を中心とした人材育成の研修を受入れていただいたり、また生徒の見学旅行先のテーマにいただいたり、現地で様々な体験や研修の機会を多々提供いただいております。古くからの連携協定が実際に生かされている事例として、こういったものがあります。このほかにも研究機関や大学など、多々結んでいる事例はございますけれども、代表的なものは以上のとおりです。

○議長（青羽雄士君） 次の質問、お願いいたします。

○5番（高井裕子君） では2件目の質問をさせていただきます。

二拠点居住や関係人口について。本年度の政策で、二拠点居住の推進や関係人口を増やす

取組が重要視されているようですが、推進することでニセコ町と町民にとっての影響や効果はどのようなことでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの高井議員の御質問にお答えしていきたいと思います。

まず、議員の質問の中で、今年度の政策として重要視しているということでございますが、町としてこれまでも町内外を問わず、様々な方々、特にニセコ町に思いを寄せていただいている皆様の温かい御支援のもと、まちづくりを進めているというところでございます。このことはまちづくり基本条例においても明記されているというところでございます。例えばふるさと住民票制度など従来も継続して取り組んできているところであり、町として今年度にこの2拠点居住及び関係人口についての施策を重要視しているというものではないということはまず最初に申し上げます。

他方で、国において2地域居住者を含む関係人口が全国的には人口減少社会におけるこれからの地域の担い手や活性化につながるとして、例えばアプリだとかを開発・提供するなど、国が全国的に取組を推進しているというところもございます。また、自治体の取組を財政的に支援する制度を設けたりと、2地域居住・関係人口の施策についてより一層、どちらかという、国が今推進をする働きかけをしているというところは事実あるのかなと思います。町としては、特に新しいこの国の財政支援制度については、これまでの従来の取組も含め有意義に活用していきたいと思っているところでございます。

また、御質問の影響や効果についてでございますが、広く捉えるのであれば観光地であることの地域性も含め、ニセコ町の現在の発展や活性化を支えてきたもの、たくさんその要因はありますが、その多くは先人の皆様による御尽力によるというところですが、ニセコ町に町内外を問わず思いを寄せる方々から、そして域外からの支援もその一つではないかと受け止めております。観光面に限らず、人口増を支える移住あるいは人的交流やコミュニティ活動の活性化にもつながるものであり、その恩恵については地域や町民の皆さんにも波及されているものと考えております。本町も人口ビジョンにおいては、将来的には人口減、特に生産年齢人口の大幅な減少が見込まれていることから、今後の地域づくりの担い手としての期待もしているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 高井議員。

○5番（高井裕子君） ただいま御説明いただいたように、ニセコ町としてはもともと地域住民、我々も含めてですけども、地域住民に対してはそもそも手厚い対策を講じていただいているかと存じます。ただ町民がこの2地域居住とか、例えば関係人口を増やすだとか、移住促進とだけ切り取って聞いてしまうと、先般からもお話しているとおりでどうしてもニセコ町の住宅不足問題や公営住宅の大幅な賃上げによって、今後そもそもニセコ町内に住み続けることが難しいのではないかと、もともと住んでいる方が不安に思っていることは、事実として受け止めなければならないかなと思っています。

おっしゃるとおり、この後人口が全国的にニセコ町も減っていくことは何となく想像も

つきますし、国が政策を講じているのもすごく理解できる中、政策を進める上では町民の皆さんの不安が大きくならないようにメリット・デメリットも含め、丁寧に進めるべきではないかと思います。どうしてもその文字だけ見ると、私たちですらちょっと違和感を感じたり、不安に思うことがあるので、非常にいい政策ではあると思いますが、それに対しては丁寧な進め方をし考えていただけたらと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 川埜参事。

○企画環境課参事（川埜満寿夫君） 高井議員の再質問にお答えしたいと思います。

町長からの答弁にもあったとおり、国で進めている制度で、町としてもその支援制度を有意義に使いたいというところです。キーワードとして2地域居住とか関係人口という言葉が出ておりまして、ただ、これも町長から答弁にあったとおり、ニセコ町としてはこれまでも町内外の方々と一緒にまちづくりを進めてきたというその素地があるところです。ちょっと伝わり方というところで御心配をおかけしているということについては、町としてのこれまでの姿勢だとか今後期待できることを機会あるたびに説明して、不安を抱くような町民がいらっしゃるようであれば、そこを解くような作業はさせていただければと考えております。

○議長（青羽雄士君） これにて一般質問を終了します。

◎閉会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、明日6月18日の議事日程は当日配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後2時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 齊 藤 うめ子 (原本自署)

署 名 議 員 木 下 裕 三 (原本自署)